

IKEDA PARTNERSHIP 21

第2次 池田市男女共同参画推進計画 いけだパートナーシップ21

改訂版

推進状況報告書

—令和5年度施策—

はじめに

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ共に責任を担うべき社会です。

近年、少子高齢化の進展、家庭や地域社会の変化、人口の減少、経済のグローバル化など私たちを取り巻く社会は大きく変化しています。

本市では、2000年（平成12年）に「池田市男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ21～」を策定し、2002年（平成14年）には、市、市民及び事業者の責務や施策の基本的な事項を定めた「池田市男女共同参画推進条例」を施行するなど、男女共同参画社会の実現に向けて総合的に施策を展開してまいりました。

さらに2008年（平成20年）には、基本課題の一つに「男女共同参画社会を実現するDV防止及び被害者保護のための体制整備」を加え時代に適応する見直しを図り、2012年（平成24年）には「第2次池田市男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ21～」を策定いたしました。

また、2017年（平成29年）に、2015年（平成27年）に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や社会情勢の変化、国や大阪府の進捗状況を踏まえ、「第2次池田市男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ21～（改訂版）」を策定いたしました。

今後も、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべく取り組んでまいります。

本書は、「第2次池田市男女共同参画推進計画」の令和5年度中における全庁的な男女共同参画施策の取り組みをまとめたものです。参考資料としてご活用ください。

なお、関係部課におきましては、今後とも市民や事業者の皆様と連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて、着実に施策を推進していただきますようお願い申し上げます。

令和6年8月
池田市男女共同参画推進本部

目 次

体系図	1
基本課題Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤整備	3
1 男女共同参画についての理解の推進	4
2 生涯にわたる男女平等教育の充実	6
3 男女の生涯にわたる健康の保持・増進	9
基本課題Ⅱ 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進	
【女性活躍推進計画】	11
4 政策・方針決定過程への女性の参画促進	12
5 男女が協働で行う地域活動の促進	15
6 さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援	16
基本課題Ⅲ 就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現	
【女性活躍推進計画】	21
7 就労の場における男女平等の促進	22
8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための支援	24
基本課題Ⅳ あらゆる暴力の根絶	28
9 あらゆる暴力の根絶	29
【DV防止基本計画】	
10 DV問題を発生させない教育・啓発	30
11 DV被害者の安全を確保するための支援の推進	32
12 DV被害者の自立に向けた支援	33
計画推進の指標一覧	36
資 料	
1 担当課別施策一覧	39
2 各種審議会への女性の登用状況	45

1. 計画の体系

基本課題	重点施策	施策の方向
I 男女共同参画社会実現のための基盤整備	1. 男女共同参画についての理解の推進	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進 ②調査・統計における男女別情報の充実
	2. 生涯にわたる男女平等教育の充実	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実 ②多様な選択を可能にする社会教育の推進
	3. 男女の生涯にわたる健康の保持・増進	①生涯をととしての健康づくりの支援 ②性教育の推進
II 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進【女性活躍推進計画】	4. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①行政委員・審議会委員などへの男女共同参画の促進 ②市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③女性のエンパワメントとネットワーク支援
	5. 男女が協働で行う地域活動の促進	①男女共同参画で行う地域活動・社会活動の促進 ②防災・災害復興対策における男女共同参画の推進
	6. さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援	①高齢者・障がい者の生活支援の充実 ②ひとり親家庭等の生活支援の充実 ③在住外国人等の生活支援の充実

Ⅲ

就労の場の男女平等と 仕事と生活の調和の実現 【女性活躍推進計画】

7. 就労の場における男女平等の促進

- ①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- ②農業、自営業等に従事する女性の経済的地位の向上と就業環境の整備

8. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための支援

- ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の周知促進
- ②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進
- ③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充

Ⅳ

あらゆる暴力の根絶

9. あらゆる暴力の根絶

- ①セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発推進
- ②暴力被害者への相談の充実

【DV防止基本計画】

10. DV問題を発生させない教育・啓発

- ①DV被害防止に向けた啓発の推進
- ②職務関係者への研修の充実
- ③加害者への教育・啓発

11. DV被害者の安全を確保するための支援の推進

- ①相談窓口の充実、情報提供
- ②緊急時の安全確保

12. DV被害者の自立に向けた支援

- ①自立支援策の充実
- ②関係機関との連携協力

基本課題Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤整備

固定的な性別役割分担意識の解消をめざして、継続的に広報や啓発を行います。

次代を担う子どもたちには、「生きる力」を育めるよう男女平等教育を推進します。

生涯を通じて、老若男女だれもが、「いつでも」「どこでも」学びたいとき学べるよう、多様な学習の場を提供します。

また、男女が主体的に健康づくりに取り組めるよう情報提供や健康診断などの充実を図ります。

●重点施策1 男女共同参画についての理解の推進

啓発パンフレットや「広報いけだ」、ホームページへの掲載はもとより、多様な媒体、機会を通じて広報・啓発に努めています。その際、男性、子育て中の男女、子ども、若者、地域活動団体役員、事業所など、それぞれの対象によって効果的な手法を用い、男女平等や男女共同参画の意義の浸透を図るよう、工夫をこらして広報・啓発活動を展開します。

また、庁内においては、多岐にわたる施策の中に男女平等・男女共同参画の視点が行きわたるよう、市職員・教職員が男女共同参画社会を実現する意義についての認識を深められるための継続的で多様な啓発活動、研修を実施します。

また、男女共同参画施策を推進していくためには、男女の置かれている状況を客観的に把握することが重要であることから、可能な限り男女別のデータの収集・公開を進めます。

●重点施策2 生涯にわたる男女平等教育の充実

【保育所・こども園・幼稚園・小・中学校などで】

本市では、「教育のまち池田」を掲げ、学校・地域・家庭が一体となった「教育コミュニティ」づくりを推進することで子どもたちの健全育成に取り組んでいるところです。また、池田市の教育に関する指針となる「池田市教育ビジョン」においては、「池田の子ども」を育むビジョンとして「社会で生きる実践的な力の育成」「豊かな心としなやかな身体の育成」「信頼される学校づくりの推進」「地域全体で子どもを守り育てる体制づくりの推進」「生涯学習社会の実現」をビジョンとして掲げて、取組を進めているところです。

こうした取組の中で、ジェンダー（社会的・文化的な性差）にとらわれない、男女平等や人権尊重の意識のもとで「生きる力」を育むとともに、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育を推進していきます。

【社会教育の場で】

これまで週日の日中の講座が多く、働く男女等が参加できないことも多かったことを考慮し、自己の人格を磨き、豊かな人生を送りたいと望むすべての市民が学習することができ、その成果を適切に生かすことのできるような学習の場を提供していきます。

また、池田市立男女共生サロンにおいてグループの育成を支援しているところです。

今後は男女共同参画推進の拠点として、交流、情報収集・提供の機能を充実していく必要があります。

●重点施策3 男女の生涯にわたる健康の保持・増進

計画の指標として挙げている「乳がん」「子宮がん」の各検診受診率は2016年度（平成28年度）でそれぞれ8.2%・15.7%に留まっています。

男女が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じて、主体的に健康づくりに取り組めるよう、情報提供や健康診断などの充実を図ります。

また、性の違いにより疾病の発生率が異なることや、同じ疾患でも治療方針や薬の効き方などが異なるケースがあることなどが明らかになっているため、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策に努めます。

特に、固定的な性別役割分担意識によって生きづらさを抱え込む傾向が強い男性については、働く人のメンタルヘルスに関する情報提供、相談窓口や学習機会の充実を図ります。

基本課題Ⅰ 「男女共同参画社会実現のための基盤整備」への取り組み

重点施策1 男女共同参画についての理解の推進

施策名および施策の方向	令和5年度	担当課
①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進		
多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発 広報誌の特集やコラム、HP、CATVの活用、facebookやTwitterなど、多様な媒体を駆使するとともに、さまざまな講演会などの機会を活用して、男女平等・男女共同参画の必要性について正しく理解するための情報発信を充実する。 市の広報活動において遵守すべきガイドラインにそって、男女平等の視点に立った表現を徹底する。 男女共同参画について効果的に啓発できよう、講演会やフォーラムを開催する。	○男女共同参画啓発パンフレットの作成 内容:「考えよう! ふたりの家事シェア」 部数: 1,000部 配布: 市内公共施設等、市役所窓口等 ○広報媒体による情報の提供、啓発 内容: 年間計画に基づき「広報いけだ」やホームページに男女共同参画にかかる情報を掲載し、広く市民に周知・啓発を行う。 ○広報誌での男女共同参画の視点に立った表現 内容: ガイドラインは未策定であるが、「記者ハンドブック新聞用字用語集」(共同通信社)を参考に、男女共同参画の視点に立った表現を徹底 ○男女共同参画社会をめざす市民セミナーの開催 内容:「女らしくなく 男らしくなく 自分らしく!」 「パパカフェ」 回数: 2回 場所: 池田市民文化会館 ダイバーシティセンター ○講座の開催 内容: 女性のための元気アップ講座(対象:女性、3回) 定年を迎える男性のための講座(対象:男性) 起業について考える講座(対象:女性) 終活セミナー(対象:女性) 親子向け家事セミナー 父と子のワークショップ フェムケアセミナー 場所: ダイバーシティセンター	全部局 人権・文化 国際課 広報広聴課 広報広聴課 人権・文化 国際課 再掲 I-2-② 人権・文化 国際課 再掲 I-2-②
市職員・教職員に対する情報発信・啓発 市職員及び教職員が男女平等や男女共同参画意識の向上を図れるよう、研修や啓発活動を強化する。	○職員研修会 内容:「人権講演会」(4回) 対象: 希望者 人数: 211人 ○職業意識の形成に向けた進路指導の充実 ○人権教育研修 内容:「人権教育研修会」(7回) 対象: 教職員 人数: 109人	人事課 学校教育 推進課 学校教育 推進課

施策名および施策の方向	令和5年度	担当課
②調査・統計における男女別情報の充実		
男女共同参画に関する各種調査などの情報収集 男女の実情やニーズを的確に把握し、施策に反映させるため、国や府の新しい取組や各種意識調査の情報を収集し、市民に提供する。	○全部局での取り組み	全部局
男女別情報(ジェンダー統計)の充実 男女間格差の実態を客観的に把握するために、庁内で実施される各種意識調査の結果や統計データなどにおいては男女別のデータ収集に努め、公表する。	○全部局での取り組み	全部局

重点施策2 生涯にわたる男女平等教育の充実

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実		
男女平等の視点を育む「教育コミュニティ」の推進 男女共同参画による「教育コミュニティ」づくりを推進し、子どもたちに男女平等・男女共同参画の意識を醸成する。	○各学園における「ふれあい事業」の実施 内容：放課後等の学習支援、部活動支援、校内環境整備、花いっぱいプロジェクトなど 人数：学校支援活動従事者(男女) 48人 (教育コミュニティ外部人材指導者6人、学校支援コーディネーター42人)	地域教育課
	○各小学校・義務教育学校(前期課程)における「キッズランド」の実施 内容：地域の大人が放課後の子どもの遊びを見守る。 令和5年度は全校区で実施 人数：安全管理員(男女) 延べ1,441人	地域教育課
教職員の学習機会の充実 保育・教育関係者が男女の不平等や差別に敏感な視点を持ち、生活や教科の中で男女平等意識を育む教育・保育ができるよう学習機会の充実を図る。	○保育士等研修会の実施 内容：「保育の質向上のための研修」 対象：保育所等関係者 人数：117人	幼児保育課
	内容：「人権問題担当者研修」 回数：2回 人数：保育所・認定こども園及び児童発達支援センター各所園1～2人 延べ14人	幼児保育課
	○乳幼児期における人権保育 内容：池田市人権保育基本方針を元に、人権問題研修会の取り組みなどを通して、気になる子どもへの対応、子どものつぶやきの収集、平和に関する絵本鑑賞などの取り組み、保護者への啓発などに努める。	幼児保育課
	○教職員研修会の実施 内容：「人権教育研修会」(7回) 対象：教職員 人数：109人	学校教育推進課
	○池田市人権教育研究協議会との連携 内容：月1回の専門部会での情報交流と啓発活動	学校教育推進課

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
性別にとらわれないキャリア教育の推進 子どもたちが、社会人・職業人として自立していけるよう、年齢に応じたキャリア教育を推進する。	○乳幼児の保育、教育の充実 内容：乳児期から就学前年齢までを通して、性の違いに拘ることなく、人との信頼関係を基盤として自己肯定感をもち、自発的・自立的に行動する態度を培えるよう支援を行う。	幼児保育課
	○就学前教育の充実 内容：3歳児・4歳児・5歳児の3か年を見通した教育課程を編成し、性別にとらわれず、個々の幼児の個性や可能性の伸長を図ることができるよう指導・助言を行う。	学校教育推進課
	○男女平等観にたつた特別活動の推進 内容：特別活動・学校行事を進めるにあたり性差ではなく個人の特性・適性に応じた活動が展開でき、それぞれの個性が一層伸長するような活動が進められるよう、教育課程ヒアリング等で指導・助言を行う。	学校教育推進課
	○技術・家庭科における男女共修の推進 内容：基礎技能の習得にとどまらず、固定観念に基づく性別役割分担意識等を改革していくよう配慮し、学年に応じた適切な指導が一層充実するよう、教育課程ヒアリング等で指導・助言を行う。	学校教育推進課
性的少数者(LGBT)への配慮 多様な性のあり方や性的少数者への理解を深め、すべての子どもたちが安心・安全に過ごせるよう啓発活動を進めるとともに生活面での配慮をする。	○講演会の開催 内容：「LGBTQ+講演会 大久保暁さんと話そう！」 場所：ダイバーシティセンター	人権・文化国際課 再掲 I-3-②
②多様な選択を可能にする社会教育の推進		
誰もが参加しやすい環境の整備 若年層や成人男性、育児期の男女など、活動への参加が困難な市民のために、保育や時間帯などを考慮して講座などの開催を充実する。	○全部局で取組	全部局
	○男女共同参画社会をめざす市民セミナーの開催 内容：「女らしくなく 男らしくなく 自分らしく！」 「パパカフェ」 回数：2回 場所：池田市民文化会館 ダイバーシティセンター	人権・文化国際課 再掲 I-1-①

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
社会教育関係者への研修の充実 社会教育関係者(指定管理者も含む)に対して男女共同参画に関する研修を充実する。	○市主催人権講演会への参加	社会教育課
男女共同参画に関する学習機会の充実 ダイバーシティセンターや社会教育施設などでの男女共同参画をテーマにした講座を充実する。	○講座の開催 内容: 女性のための元気アップ講座(対象:女性、3回) 定年を迎える男性のための講座(対象:男性) 起業について考える講座(対象:女性) 終活セミナー(対象:女性) 親子向け家事セミナー 父と子のワークショップ フェムケアセミナー 場所: ダイバーシティセンター ○婦人学級の開催 内容: 「みんなで楽しく! 女性のまなび舎」を開催 回数: 9回 対象: 池田市地域婦人団体協議会会員・一般市民 人数: 延べ553人	人権・文化 国際課 再掲 I-1-① 社会教育課
情報教育の推進 情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力(メディア・リテラシー)を育む。	○研修会の実施、情報提供の支援 内容: 小・中・義務教育学校の情報教育の充実・推進に向け、情報教育担当者会、ネットワーク担当者会を中心に、研修会の実施、情報提供等の支援を行う。	教育センター

重点施策3 男女の生涯にわたる健康の保持・増進

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
①生涯をととしての健康づくりの支援		
健康の自己管理意識の形成 健康指導担当者のリプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の浸透に努めると同時に、市民に対して自分の健康は自分で管理するという意識の啓発をさらに充実する。	○いけだ健康フェスタの実施 内容：健康に関するイベント等を行い、健康管理に対する啓発を行う。 開催：令和5年6月3日(土) 参加者数:266人 令和5年9月30日(土) 参加者数:261人	健康増進課 保険医療課 国保・年金課 地域支援課 介護保険課
性差に応じた健康管理の充実 男女それぞれが自らの健康を主体的に管理できるよう、健康教育・健康相談の充実を図る。また、栄養・運動・喫煙・飲酒など一次予防施策を充実させるとともに、ライフサイクルに応じた健康診査・検診の受診を意識づけていく。 性差に応じた疾病の予防についての啓発や健康診査、保健指導等の充実を図る。また、気軽に相談できる体制の整備や自殺の予防に努める。	○健康増進事業の実施 内容：生活習慣病の改善が図れるよう、健康教育・健康相談を実施。 人数：健康教育…延べ212人 健康相談…延べ145人 ○保健事業のご案内の配布 内容：保健事業についての案内冊子を毎年全戸配布している。 ○乳幼児期の健康管理の充実 内容：乳幼児期の健全な心と体を作るための望ましい食習慣の確立と、運動の保障を行う。 ○健康診査の実施 内容：女性特有の疾病、生活習慣病等の早期発見・治療を図る。 人数：健康診査…8,272人 子宮がん検診…3,197人(17.3%) 乳がん検診…1,982人(13.8%) 骨粗しょう症検診…966人	健康増進課 健康増進課 幼児保育課 健康増進課
健康を脅かす要因に関する情報提供の充実 喫煙、アルコール依存、薬物乱用、性感染症、望まない妊娠など、健康を脅かす要因に対する正しい知識を得るための情報提供を充実する。	○健康課題関連の情報提供の実施 内容：ポスターの掲示や窓口にてパンフレット等の配布を行い、情報提供を行っている。	健康増進課

基本課題Ⅱ 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進

【女性活躍推進計画】

性別にとらわれず、多様な人材が、市政や企業、地域の活動の場での政策・方針決定過程の場に参画できるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組んでいきます。特に、暮らしの場である地域での男女共同参画を促進していきます。

また、さまざまな困難な状況に置かれている男女が安心して自分らしく暮らせるよう、男女共同参画の視点に立った支援を充実します。

●重点施策4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性のさまざまな分野への参画拡大は、男女間の実質的な機会の平等を図るという観点や、社会の多様性と活力を高めるという観点から極めて重要な取組であるという認識のもと、市自らが率先して女性の参画を積極的に推進（積極的改善措置（ポジティブ・アクション））するとともに、事業所や地域へも積極的に働きかけを行っていきます。

同時に、政策・方針決定の場に女性が参画できるよう、すでにさまざまな分野で活躍している女性リーダーを発掘するとともに、女性が力をつけていくための取組を進めていきます。

●重点施策5 男女が協働で行う地域活動の促進

「地域」は、人々にとって身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会を実現するために重要です。

本市においては、これまでの地域活動とともに、10小学校区に「地域コミュニティ推進協議会」を設置して住民と行政が協力しながら、住民主体のまちづくりを推進しているところです。こうした組織では、実際の活動は女性を中心となっている場合が多いにもかかわらず、会長をはじめとした役職の多くは男性で占められる傾向があることを踏まえて、男女双方の視点や意見が反映されるよう、女性の方針や意思決定の過程への参画を促進します。

また、自主防災組織の活動に参加・参画する女性は多く、自分の地域は自分たちで守るという意識が根つきつつあります。また、自主防災組織の会長の女性割合は7.3%で、まだまだ低調ですが、増加傾向にあります。災害・復興時には、女性への不利益が高まることや家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっていることから、今後はより一層地域での防災・災害復興などの分野への女性の参画を推進していきます。

●重点施策6 さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

単身高齢女性や母子家庭では貧困に陥る割合が高くなっています。女性の場合、固定的な性別役割分担意識のもとで出産や育児等により就業を中断することや、非正規雇用が多いことなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

また、障がいのある女性、在住外国人女性などは女性であることで複合的な困難な状況に置かれている場合もあります。

さまざまな困難な状況に置かれている男女が安心して自分らしく暮らせるよう、男女共同参画の視点に立ったさまざまな取組を推進します。

基本課題Ⅱ 「男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進」への取り組み
重点施策4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
①行政委員・審議会委員などへの男女共同参画の促進		
審議会等への女性委員の積極的登用 政策・方針決定過程に男女の意見が同等に反映されるよう、男女のどちらか一方の割合が40%を下回らないように、審議会等委員への女性の積極的な登用促進策を進める。	○各種審議会等への女性の登用促進 内容：女性の登用状況の把握と促進のため、全庁的に調査を実施 比率：27.7% (213/768人) (令和5年4月1日現在)	全部局 人権・文化 国際課 再掲Ⅱ-4-③
女性委員のいない審議会などの解消 女性委員のいない審議会等をなくすよう努める。	○女性のない審議会などの解消 内容：登用状況調査の結果を踏まえ、女性委員のいない審議会等に対し働きかけを行う。 対象：19.7% (14/71機関) (令和5年4月1日現在)	全部局 人権・文化 国際課 再掲Ⅱ-4-③
②市政や教育にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大		
女性職員・教職員の職域拡大 女性職員・教職員が特定の職場や職務に偏ることなく、多様な仕事を経験しながら、能力を向上させていくことができるよう職域拡大や登用を進める。	○職員構成状況(女性割合) (令和6年4月1日現在) R5年度 R6年度 52.1% → 51.6% (757/1453人) (773/1498人) ※教職員(幼稚園教諭以外)を除く。 ○教職員構成状況(女性割合) (令和6年5月1日現在) R5年度 R6年度 教 員 58.5% → 58.9% (227/388人) (238/404人) 事務職員 69.2% → 64.3% (9/13人) (9/14人) ※教員には養護教諭、栄養教諭を含む。 ※講師、臨時主事等を除く。	人事課 教職員課

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課																					
女性職員・教職員の管理職への登用の促進 女性職員・教職員の管理職への登用を進めるために、男女の意識啓発や働き方の見直しを行う。	○職員管理職構成状況(女性割合) (令和6年4月1日現在) <table><thead><tr><th></th><th>R5年度</th><th>R6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>部長級</td><td>0.0%</td><td>→ 0.0% (0/13人)</td></tr><tr><td>参事級</td><td>0.0%</td><td>→ 0.0% (0/0人)</td></tr><tr><td>次長級</td><td>5.0%</td><td>→ 10.0% (2/20人)</td></tr><tr><td>課長級</td><td>20.0%</td><td>→ 17.3% (13/75人)</td></tr><tr><td>課長代理級</td><td>36.6%</td><td>→ 36.6% (34/93人)</td></tr><tr><td>係長級</td><td>28.0%</td><td>→ 26.1% (29/111人)</td></tr></tbody></table> ※ 医療職及び教職員(幼稚園教諭以外)を除く。		R5年度	R6年度	部長級	0.0%	→ 0.0% (0/13人)	参事級	0.0%	→ 0.0% (0/0人)	次長級	5.0%	→ 10.0% (2/20人)	課長級	20.0%	→ 17.3% (13/75人)	課長代理級	36.6%	→ 36.6% (34/93人)	係長級	28.0%	→ 26.1% (29/111人)	人事課
		R5年度	R6年度																				
	部長級	0.0%	→ 0.0% (0/13人)																				
	参事級	0.0%	→ 0.0% (0/0人)																				
	次長級	5.0%	→ 10.0% (2/20人)																				
課長級	20.0%	→ 17.3% (13/75人)																					
課長代理級	36.6%	→ 36.6% (34/93人)																					
係長級	28.0%	→ 26.1% (29/111人)																					
	○教職員管理職構成状況(女性割合) (令和6年5月1日現在) <table><thead><tr><th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>小学校 校長</td><td>33.3%</td><td>→ 44.4% (4/9人)</td></tr><tr><td>副校長</td><td>100.0%</td><td>→ 0.0% (0/1人)</td></tr><tr><td>教頭</td><td>30.0%</td><td>→ 60.0% (6/10人)</td></tr><tr><td>中学校 校長</td><td>0.0%</td><td>→ 0.0% (0/5人)</td></tr><tr><td>教頭</td><td>20.0%</td><td>→ 20.0% (1/5人)</td></tr><tr><td>計</td><td>26.7%</td><td>→ 36.7% (11/30人)</td></tr></tbody></table> ※小学校…義務教育学校前期課程を含む。 中学校…義務教育学校後期課程を含む。		令和5年度	令和6年度	小学校 校長	33.3%	→ 44.4% (4/9人)	副校長	100.0%	→ 0.0% (0/1人)	教頭	30.0%	→ 60.0% (6/10人)	中学校 校長	0.0%	→ 0.0% (0/5人)	教頭	20.0%	→ 20.0% (1/5人)	計	26.7%	→ 36.7% (11/30人)	教職員課
	令和5年度	令和6年度																					
小学校 校長	33.3%	→ 44.4% (4/9人)																					
副校長	100.0%	→ 0.0% (0/1人)																					
教頭	30.0%	→ 60.0% (6/10人)																					
中学校 校長	0.0%	→ 0.0% (0/5人)																					
教頭	20.0%	→ 20.0% (1/5人)																					
計	26.7%	→ 36.7% (11/30人)																					
	○「池田市特定事業主行動計画」の推進 内容：女性活躍推進法に基づいて令和3年3月に策定した特定事業主行動計画(5か年)を推進する。 (次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画と一体として策定)	人事課 再掲Ⅲ-8-①																					

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
③女性のエンパワメントとネットワーク支援		
女性の活動グループの育成 セミナーやイベントの企画・運営などの実践的な活動をととして、女性のエンパワメントの支援を行う。	○施設利用の促進 内容：団体が男女共同参画社会の形成に資する事業を実施する場合、ダイバーシティセンターの使用料を減免	人権・文化 国際課
女性のチャレンジに関する情報収集と提供の充実 さまざまなチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を通じて情報提供を行う。	○ダイバーシティセンター内図書の充実 内容：男女共同参画に関する図書の設置（石橋図書館との連携）	人権・文化 国際課 再掲Ⅲ-8-②
女性リーダーの発掘・育成と情報提供 地域活動や就労の場などで活躍する女性リーダーの情報を収集し、審議会等への登用を図るとともに、さまざまな場面や媒体を通じてロールモデルとして情報を提供する。	○各種審議会等への女性の登用促進 内容：女性の登用状況の把握と促進のため、全庁的に調査を実施 比率：27.7% (213/768人) (令和5年4月1日現在) ○女性のいない審議会などの解消 内容：登用状況調査の結果を踏まえ、女性委員のいない審議会等に対し働きかけを行う。 対象：19.7% (14/71機関) (令和5年4月1日現在)	人権・文化 国際課 再掲Ⅱ-4-① 人権・文化 国際課 再掲Ⅱ-4-① 商工振興課 コミュニティ 推進課

重点施策5 男女が協働で行う地域活動の促進

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
①男女共同参画で行う地域活動・社会活動の促進		
地域活動における男女共同参画の促進のための情報提供や学習機会の提供 自治会や地域コミュニティ推進協議会、自主防災組織など地域活動における男女共同参画の先行事例の紹介や学習機会の充実を図る。	○全部局で実施	全部局
②防災・災害復興対策における男女共同参画の推進		
自主防災組織への女性の参画促進 自主防災組織の意思決定過程への女性の参画を促進する。	○講師依頼 内容：出前講座等において防災・災害対策における女性の参画について講演 実績：217人参加	危機管理課
男女の防災力アップへの支援 パンフレット「女性の視点から防災対策について考えよう」を活用しながら、女性が災害や防災に対応する力をつけるための機会を充実する。 緊急時において固定的な性別役割分担意識のもとで行動することがないよう、平時から男女が協力した地域活動を推進する。	○女性の視点から防災について考えるセミナーの開催 内容：「防災・減災について考える～東日本大震災で見た課題とは～」 ○自主防災訓練実施 内容：男女合同で同一の訓練を実施 実績：16回実施、2,171人参加 ○自治会・町内会役員の女性割合 内容：女性の登用促進を図る。	人権・文化国際課 危機管理課 コミュニティ推進課

重点施策6 さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
①高齢者・障がい者の生活支援の充実		
高齢男女の社会参画促進のための支援 「しごと相談・支援センター」を充実し、高齢者の就労支援を推進する。 高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを推進する。	○しごと相談・支援センターの設置 内容：高齢者などの就労困難者に雇用・就労支援のための面談及び情報を提供 回数：週2回 ○シルバー人材センターへの助成 人数：会員625人 件数：受注2,522件 ○民生委員児童委員協議会の活動 内容：地域の繋ぎ役として、住民の有する生活上の様々な相談を受け、制度及びサービスに関する情報を提供し、必要と判断すれば市役所、社会福祉協議会、その他の関係機関と連携しサポートを図る。 会員：172名（令和5年度末）	商工振興課 再掲Ⅱ-6-② 再掲Ⅲ-7-① 高齢・福祉総務課 再掲Ⅱ-6-② 高齢・福祉総務課
高齢男女の生活自立支援 男女の違いに配慮した介護予防対策を進める。	○高齢者日常生活援助事業 内容：高齢者の日常生活の利便性向上のため、買物、清掃といった軽微なサービスを提供する。 人数：延べ111件 ○ねたきり老人に対する紙おむつの支給 人数：延べ96人 ○養護老人ホームへの入所措置 人数：延べ9人 ○在宅介護支援事業 内容：地域包括支援センターを中心に高齢者を支援 ○福祉電話の設置事業 内容：基本料を市が負担 件数：1件 ○緊急通報装置の貸出事業 内容：緊急時の連絡手段の確保 件数：395件 ○共同介護認定審査会事業 内容：池田市・豊能町・能勢町の共同で対応し、公平な審査及び効率的な運営を図る。 件数：4,656件（月平均388件）	高齢・福祉総務課 高齢・福祉総務課 高齢・福祉総務課 地域支援課 高齢・福祉総務課 高齢・福祉総務課 介護保険課

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
	○介護保険居宅・地域密着型サービスの給付 (4月～3月 審査) 内容：訪問・通所の介護、リハビリテーション、福祉用具の購入、住宅改修補助、グループホーム、小規模多機能型共同生活介護 等 件数：居宅 3,837人/月 地域密着型 899人/月 ○介護保険施設サービス 内容：介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 人数：563人/月	介護保険課 介護保険課
男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実 「障害者差別解消法」に基づいて、女性であることで複合的な差別があることへの敏感な視点をもって相談などの支援を充実する。	○機能訓練の実施 内容：専門職員による訓練指導、助言 人数：延べ443人 ○聴覚障がい者等支援事業(要約筆記通訳含む) 内容：身体障害者手帳をもつ聴覚障がい者が、社会生活を営む上で意思疎通が困難な場合に派遣する。 人数：手話通訳者延べ20人 件数：延べ122件 内容：市が主催する行事や議会の傍聴等に派遣し、社会参加の促進を図る。 人数：手話通訳者1人 件数：1件 ○重度障がい者住宅改造助成事業 内容：住み慣れた地域で自立生活を促進するため、住宅改造費の一部を助成する。 件数：1件 ○障がい者デイサービス給付費 内容：在宅障がい者の日常生活の介護補助 人数：1人(延べ47人) ○共同生活援助給付事業 内容：夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排泄、食事の介護等を行う。 人数：130人(延べ1,547人)	障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
	○居宅介護支援給付事業 内容：身体・知的・精神障がい(児)・難病世帯へ ホームヘルパーを派遣することにより、生活 の安定を図る。 時間：延べ62,393時間 ○障がい者入浴サービス事業 内容：・家族の介護だけでは入浴が困難な在宅 重度障がい者に対し、移動入浴車での訪問 入浴を実施 ・池田市立くすのき学園の入浴設備を利用し 施設内での入浴を実施 人数：3人(延べ147人) ○障がい者地域支援センター運営事業 内容：障がい者(児)の相談事業 基幹相談支援センター 福祉相談「くすのき」 地域活動支援センター 咲笑(さくら) 地域生活支援センター あおぞら ひだまり Sunは一と 地域生活拠点整備 福祉相談「くすのき」 件数：福祉相談「くすのき」…延べ19,074件 咲笑(さくら)……………延べ4,696件 あおぞら……………延べ9,059件 ひだまり……………延べ1,568件 Sunは一と……………延べ2,384件 ○障がい児の療育の実施 場所：池田市立児童発達支援センターやまばと学園 内容：発達に遅れのある幼児、児童が日常生活に おける基本的動作を習得し、集団生活に適応 することができるよう、個々の子どもの発達の 状況及びそのおかれている環境に応じて、 必要な発達支援を適切に行う。 実績：児童発達支援及び放課後等デイサービス ・通園(保育、訓練、相談等支援)…延5,755人 ・キッズクラブ、きらきらクラブ(療育支援)…延287人 ・保育所等訪問支援事業(訪問支援)…延36人 ・OT、ST、整形診察、発達検査・相談、親子教室、 キッズクラブ・きらきらクラブ保護者勉強会…延1,755人	障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課 やまばと学園

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
障がい者の就労支援の充実 障がい者の就労支援を推進するとともに、差別のない就労の場づくりのための支援を充実する。	○施設介護支援給付事業 ○施設訓練給付事業 内容：障がい者に対する生活・職業訓練の実施 件数：くすのき学園・・・48人 (R6.3.31現在) 東山作業所・・・48人 ソシオワーク・・・18人 こすもす・・・16人 ワークスペースさつき・・・16人 ○しごと相談・支援センターの設置 内容：障がい者などの就労困難者に雇用・就労支援のための面談及び情報を提供 回数：週2回	障がい福祉課 商工振興課 再掲Ⅱ-6-② 再掲Ⅲ-7-①
当事者や家族の会の支援 高齢者や障がい者のグループや家族の会の支援を行う。	○高齢者見守り事業 内容：75才以上の安否確認名簿を市が作成し、民生委員が安否の確認を行い、高齢者が安心して暮らせるような見守りネットワークの充実を図る。 ○シルバー人材センターへの助成 人数：会員625人 件数：受注2,522件 ○障がい者社会参加促進事業 内容：障がい者のニーズに応じた事業を実施し、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。 また、啓発事業を実施することにより障がい者に対する理解を深める。 事業数：10事業	高齢・福祉総務課 高齢・福祉総務課 再掲Ⅱ-6-① 障がい福祉課
②ひとり親家庭等の生活支援の充実		
多様な家族形態への理解の促進 ひとり親家庭やステップファミリー、同性家族などさまざまな形態の家族が安心して暮らせる社会の気運を醸成するため、啓発や学習機会の提供を行う。	○人権リーダー養成講座の実施 内容：「女らしくなく 男らしくなく 自分らしく！」 回数：1回 対象：市民、啓発委員及び市職員など 人数：108人	人権・文化国際課

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
ひとり親家庭への支援についての情報の提供 生活支援や子育て支援、就業支援などに関する情報や相談窓口について、多様な媒体を通じて周知を図る。	○ひとり親家庭相談事業の実施 内容：ひとり親家庭相談、指導 離婚前相談 ひとり親家庭を対象にした自立に関する相談・支援 件数：574件 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業（大阪府へ進達） 件数：11件 ○母子寡婦福祉社会事務局を設置し、母子寡婦関係の情報を提供 ○しごと相談・支援センターの設置 内容：ひとり親家庭の親などの就労困難者に雇用・就労支援のための面談及び情報を提供 回数：週2回	子育て支援課 高年齢・福祉総務課 商工振興課 再掲Ⅱ-6-① 再掲Ⅲ-7-①
ひとり親家庭への相談機能の充実と相談担当者等への研修の充実 男女共同参画の視点でアドバイスができるよう、母子・父子自立支援員やケースワーカー、民生委員・児童委員などの相談担当者への研修機会の充実を図る。	○民生委員・児童委員を対象に、新任・中堅研修を大阪府民生委員協議会において実施	高年齢・福祉総務課 子育て支援課
③在住外国人等の生活支援の充実		
相互理解のための交流の場や学習機会の提供の充実 在住外国人やその子どもたちが地域で安心して暮らせるよう、相互理解を深めるための交流の場や学習機会の提供を充実する。	○ボランティアグループへの支援 内容：「池田日本語ボランティア友の会」など地域在住の外国人を支援するグループに対し、活動の場（ダイバーシティセンター）を提供 ○保育付き「にほんごカフェ」の実施 内容：外国人が子連れで学べる日本語教室を開催。 ○外国人と地域市民が交流できるイベントの実施 内容：外国人住民が主体となり、日本人との交流が図れるイベントを開催。	人権・文化国際課 人権・文化国際課 人権・文化国際課
多言語による情報提供の充実 在住外国人等が安心して暮らせるよう、多言語による情報提供を行う。	○行政窓口文書等の翻訳 ○多言語情報誌「池田くらしの情報」発行（隔月）	人権・文化国際課 人権・文化国際課
多言語による相談窓口の整備 在住外国人等が利用しやすいように多言語で相談できる機関との連携を図る。	○多言語スタッフの派遣	人権・文化国際課

基本課題Ⅲ 就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現

【女性活躍推進計画】

企業や男女労働者に対して、男女間の賃金の格差や非正規雇用における環境の整備の重要性について啓発するとともに、農業や自営業、起業をめざす女性に対して支援をしていきます。

また、働く男女が、仕事と家事や育児・介護、ボランティア活動などに積極的に関わっていけるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた啓発や、子育てや介護の福祉サービスの充実を図ります。

●重点施策7 就労の場における男女平等の促進

企業や男女労働者に対して、女性の能力発揮促進の支援という観点から、「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」等関係法令の周知を図ります。

また、男女間の賃金の格差やさまざまなハラスメント、妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益取り扱い、非正規雇用者の処遇など、男女の均等な機会及び待遇の確保に向けた環境整備の重要性について啓発をしていきます。

「池田市総合戦略」に基づき、農業や自営業、起業をめざす女性に対して支援をしていきます。

●重点施策8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための支援

事業所や男女労働者に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組は、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらすばかりでなく、企業にとっては、業務の効率化や従業員の定着、有能な人材の確保、企業イメージの向上などにつながるものであるという認識を普及します。

また、男性の家事・育児・介護参画のための多様な学習機会を提供するとともに、仕事と子育てや介護との両立を可能にする福祉サービスの充実を図ります。

基本課題Ⅲ「就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現」への取り組み

重点施策7 就労の場における男女平等の促進

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進		
男女雇用機会均等法等の法制度の周知徹底と労働相談の充実 「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」などの趣旨を周知させ、雇用の分野で男女平等を確保するため、事業者及び労働者に広報・啓発、学習の機会を充実すると同時に、相談窓口の整備を図る。	○労働基準法に関するポスター・パンフレットの掲示 ○しごと相談・支援センターの設置 内容：性差に基づく就労困難者に雇用・就労支援のための面談及び情報提供 回数：週2回	商工振興課 商工振興課 再掲Ⅱ-6-① 再掲Ⅱ-6-②
雇用の場での女性の活躍推進と男女が共に働き続けやすい職場環境づくりのための啓発・広報 女性の積極的登用や職域拡大、男女が働き続けやすい職域づくりに取り組む事例や、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を取り入れた事例の紹介に努める。	○庁内及びダイバーシティセンターでの情報提供 内容：府などのパンフレット・リーフレットの掲示	人権・文化国際課 商工振興課
働く男女の健康管理対策の推進 事業所に対して、メンタルヘルスの確保及び女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するよう働きかける。	○メンタルヘルスの確保に向けての広報 内容：府が作成するチラシやガイドブックを配布	商工振興課
非正規雇用に対する雇用環境の整備 非正規の雇用環境を向上させるための事業所への働きかけを行います。	○産休明け保育の実施(産後57日目からの受入れ) 内容：公立保育所1所、公立認定こども園2園、私立保育所7所、私立認定こども園6園及び小規模保育事業所2園で実施 ○一時預かりの実施 内容：公立保育所1所、公立認定こども園2園、私立保育所3所、私立認定こども園4園、認可外保育施設等1所 ○休日保育の実施 場所：ステーションNビル2階「カルガモ」 内容：私立1園で実施(日曜日・祝祭日) 日曜、祝祭日等の休日に家庭での保育が困難となった児童に対して保育を行う。 対象：市内認可保育所等在籍の乳幼児 ○病児・病後児保育の実施 場所：市立池田病院内 病児・病後児保育室 対象：病気治療中、または病気回復期にある市内在住の生後57日から小学6年生までの児童で、保護者の事情により保育が困難な児童 利用料：住民税課税世帯及び生活保護世帯・市民税非課税世帯の利用料を設定	幼児保育課 再掲Ⅲ-8-③ 幼児保育課 再掲Ⅲ-8-③ 幼児保育課 再掲Ⅲ-8-③ 幼児保育課 再掲Ⅲ-8-③

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
	○送迎保育ステーション事業 場所：ステーションNビル2階「カルガモ」 ライオンズマンション内「もりもりKIDS」 内容：送迎保育ステーションを設け、一部入所児童の送迎拠点とし、保護者の利便性を図るとともに、待機児童の防止を図る。 ○延長保育事業 場所：公立保育所1所、公立認定こども園4園、私立保育所10園、私立認定こども園6園、地域型保育事業所5所 内容：保育を実施し、多様な勤務時間の保護者に対応し、長時間保育を保障する。 ○待機児童解消保育事業 場所：【ふくまるキッズ園】阪急電車高架下(石橋駅最寄) 【待機児童解消保育ルームびよびよ】協塚会館 内容：認可保育所等に入所できなかった児童を受け入れる事で、保護者の就労を支援する。 育休明けの申込が最も多い1、2歳児を受け入れ、待機児童の防止を図る。 ○留守家庭児童会の運営 場所：各小学校内留守家庭児童会室(10児童会) 内容：放課後及び学校の長期休業中、保護者が就労等で育成できない留守家庭の児童を対象に、遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。 対象：小学1年生から3年生(要配慮児は6年生)までの児童	幼児保育課 再掲Ⅲ-8-③ 幼児保育課 再掲Ⅲ-8-③ 幼児保育課 再掲Ⅲ-8-③ 地域教育課
②農業、自営業等に従事する女性の経済的地位の向上と就業環境の整備		
女性の起業支援 池田商工会議所、「いけだピアまるセンター」などと連携し、起業をめざす女性への支援をする。	○企業育成室「いけだピアまるセンター」の設置 内容：事務所の貸し出しや支援サービスを提供し、創業間もないまたは、新事業を起こそうとする中小企業や起業家を支援する。	商工振興課
農業や自営業に従事する女性への支援の充実 農業、商工業などの自営業に従事する女性の労働実態の把握に努めるとともに、活動への支援を充実する。	未実施	商工振興課

重点施策8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための支援

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の周知促進		
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識啓発の推進 育児・介護休業法などについて周知、一層の定着を図るための情報提供や相談を充実する。	○「池田市特定事業主行動計画」の公表 内容：次世代育成支援対策推進法に基づいて令和3年3月に策定した特定事業主行動計画(5年間)の推進状況を公表する。 (女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と一体として策定)	人事課
企業へのはたらきかけ 企業や男女労働者に対して、働き方の見直しや仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現の取組み先行事例を提供するなど、推進のための情報提供を図る。 市内事業所に対して、「一般事業主行動計画」「女性活躍推進計画」策定に向けての支援を行う。	○ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットの掲出 内容：ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットを庁内にて掲出する。	商工振興課 再掲Ⅲ-8-③
市役所のワーク・ライフ・バランスの推進 「池田市特定事業主行動計画」にそって、市役所のワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	○「池田市特定事業主行動計画」の推進 内容：次世代育成支援対策推進法に基づいて令和3年3月に策定した特定事業主行動計画(5年間)を推進する。 (女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と一体として策定)	人事課 再掲Ⅱ-4-①
②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進		
男性向けの情報提供や啓発活動の推進 男性にとつての男女共同参画の意義について理解を促進するために情報提供や啓発活動を推進する。	○男性向け男女共同参画についてのリーフレットやパンフレットなどの掲出 内容：男性向け男女共同参画についてのリーフレットやパンフレットなどを庁内やダイバーシティセンターにて掲出する。	人権・文化 国際課

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
男性向けの家事、育児、介護などの生活能力を高めるための講座などの開催 家事、育児、介護などの生活者としての能力をつけるための学習機会を提供する。	○親子教室(地域子育て支援拠点事業) (主催:わたぼうし) 内容:「土曜日ふれあいDay」 対象:就学前の子どもと保護者(父母) 回数:24回 人数:父親67人 (主催:ホップくん) 内容:「土曜あそぼうDAY」 対象:就学前の子どもと保護者(父母) 回数:4回 人数:父親8人	子育て支援課 再掲 次ページ
	(主催:水月児童文化センター) 内容:「おかあさんといっしょ おとうさんもいっしょ」 対象:1歳以上の未就園児と保護者(父母) 回数:47回 人数:延べ335人	地域教育課 再掲 次ページ
	○あなたも厨房に入ろう(男性料理教室) 内容:料理に初挑戦の男性を対象に心身共に活性化するとともに、生活能力もUPする場を提供する。 人数:62人 回数:9回	中央公民館
男性のネットワーク支援 若者、子育て中の父親、定年前後の男性、介護を担う男性などのネットワークづくりを支援する。	○ダイバーシティセンター内図書の充実 内容:男女共同参画に関する図書の設置(石橋図書館との連携)	人権・文化国際課 再掲Ⅱ-4-③
	○父親支援事業の実施 内容:「パパカフェ」と題して、育児中の父親同士が気軽に意見交換できる場を提供し、ネットワークづくりを支援。	人権・文化国際課
	○NPO人材養成講座の実施 回数:9回 人数:延べ48人	コミュニティ推進課
	○市民活動交流センターの運営・管理 内容:公益活動をはじめとする市民の多様な活動を促進するため、活動に係る情報提供や相談・助言、活動の場の提供など、各種支援を行う。	コミュニティ推進課

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
	○親子教室(地域子育て支援拠点事業) (主催:わたぼうし) 内容:「土曜日ふれあいDay」 対象:就学前の子どもと保護者(父母) 回数:24回 人数:父親67人 (主催:ホップくん) 内容:「土曜あそぼうDAY」 対象:就学前の子どもと保護者(父母) 回数:4回 人数:父親8人 (主催:水月児童文化センター) 内容:「おかあさんといっしょ おとうさんもいっしょ」 対象:1歳以上の未就園児と保護者(父母) 回数:47回 人数:延べ335人	子育て支援課 再掲 前ページ 地域教育課 再掲 前ページ
③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充		
育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備 企業に対して、両立を実現するための各種制度が利用しやすい職場環境の整備や育児・介護休業後の職場復帰支援などを働きかける。	○ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットの掲出 内容:ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットを 庁内にて掲出する。	商工振興課 再掲Ⅲ-8-①
子育て支援の充実 保育事業を充実し、一時保育・休日保育・病児・病後児保育の拡充等、多様なニーズに対応した子育てと仕事の両立支援を行う。	○「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」の推進 内容:基本理念の一つである「仕事と生活の調和を実現できる環境づくり」を推進する。 ○産休明け保育の実施(産後57日目からの受入れ) 内容:公立保育所1所、公立認定こども園2園、 私立保育所7所、私立認定こども園6園及び 小規模保育事業所2園で実施 ○一時預かりの実施 内容:公立保育所1所、公立認定こども園2園、 私立保育所3所、私立認定こども園4園、 認可外保育施設等1所 ○休日保育の実施 場所:ステーションNビル2階「カルガモ」 内容:私立1園で実施(日曜日・祝祭日) 日曜、祝祭日等の休日に家庭での保育が 困難となった児童に対して保育を行う。 対象:市内認可保育所等在籍の乳幼児	子ども・若者政策課 幼児保育課 再掲Ⅲ-7-① 幼児保育課 再掲Ⅲ-7-① 幼児保育課 再掲Ⅲ-7-①

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
	○病児・病後児保育の実施 場所：市立池田病院内 病児・病後児保育室 対象：病気治療中、または病気回復期にある市内在住の生後57日から小学6年生までの児童で、保護者の事情により保育が困難な児童 利用料：住民税課税世帯及び生活保護世帯・市民税非課税世帯の利用料を設定 ○送迎保育ステーション事業 場所：ステーションNビル2階「カルガモ」ライオンズマンション内「もりもりKIDS」 内容：送迎保育ステーションを設け、一部入所児童の送迎拠点とし、保護者の利便性を図るとともに、待機児童の防止を図る。 ○延長保育事業 場所：公立保育所1所、公立認定こども園4園、私立保育所10園、私立認定こども園6園、地域型保育事業所5所 内容：保育を実施し、多様な勤務時間の保護者に対応し、長時間保育を保障する。 ○待機児童解消保育事業 場所：【ふくまるキッズ園】阪急電車高架下(石橋駅最寄)【待機児童解消保育ルームびよびよ】協塚会館 内容：認可保育所等に入所できなかった児童を受け入れる事で、保護者の就労を支援する。育休明けの申込が最も多い1、2歳児を受け入れ、待機児童の防止を図る。	幼児保育課 再掲Ⅲ-7-① 幼児保育課 再掲Ⅲ-7-① 幼児保育課 再掲Ⅲ-7-① 幼児保育課 再掲Ⅲ-7-① 教育政策課 学務課
介護サービスなどの充実 介護サービス・福祉サービス等を利用し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、性差によるニーズの違いに配慮したさまざまなサービスを提供するとともに、自立への支援をします。	○関係各課において実施	関係各課

基本課題Ⅳ あらゆる暴力の根絶

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））、児童虐待、高齢者虐待などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

どのような暴力も絶対に許されないものであるという認識を徹底するとともに、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進していきます。特に、DVについては、被害の防止、相談対応、安全の確保、自立支援などを推進します。

●重点施策9 あらゆる暴力の根絶

性犯罪を含む暴力を根絶するために、家庭、地域、事業所、学校などあらゆる場面において、どのようなものが暴力なのかを知らせると同時に、それらの暴力は犯罪をも含む人権侵害であり、許されるものではないという意識を醸成します。

また、被害を潜在化させないように、相談する窓口の情報提供や二次的被害をまねかないような相談に関する環境整備を図り、被害者のエンパワメントを支援します。

被害者が子ども、高齢者、障がい者、外国人等の場合にも地域や関係機関などと連携しながらきめ細かい対応に努めます。

●重点施策10 DV問題を発生させない教育・啓発

【DV防止基本計画】

本市においてはこれまで、相談窓口を記載した名刺サイズのDVカードを関係各課の窓口や公共施設に設置し、DVに関する啓発並びに相談窓口の周知を図ってきました。また、面談と電話による女性のための相談を実施してきました。DVがどのようなものなのかなどの聞き取りも含めて2018年度（平成30年度）には25件のDV相談がありましたが、緊急一時保護・避難は0件です。

DVは家庭内でおこなうことが多く、発見が遅れることで潜在化、深刻化する場合があります。DV被害者はもちろんのこと、その家族や友人など、周りの人々がDVについての正しい認識があることによってDV被害を未然に防ぐことができることから、DV問題を発生させないための啓発活動や学習機会の提供を充実します。

また、あらゆる世代における交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）についても社会問題化しています。特に、中高校生や大学生など若年層におけるデートDVについての啓発活動も推進します。

●重点施策11 DV被害者の安全を確保するための支援の推進

【DV防止基本計画】

本市においては、被害者が安心して相談できる相談体制、DV被害者等への緊急一時保護及び緊急避難支援制度、緊急連絡にも対応できるよう関係機関との連携、「DV被害者支援マニュアル」の活用などをおして、安全で安心に相談、避難、その後の生活自立など、DV被害者に対する支援の仕組みを構築しています。

●重点施策12 DV被害者の自立に向けた支援

【DV防止基本計画】

被害者のための各相談窓口では、自立に向けた情報提供や助言が適切に行えるよう、常に最新の情報を収集するとともに、被害者の状況にあった支援策を調整し、一人ひとりの自立に対する適切な支援に努めています。今後も引き続き、DV被害者の立場に立ち、相談、安全の確保から自立までのきめ細かな切れ目ない支援を進めるため、庁内関係課や関係機関が幅広く連携できる仕組みを充実します。

重点施策9 あらゆる暴力の根絶

-29-

重点施策10 DV問題を発生させない教育・啓発

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
①DV被害防止に向けた啓発の推進		
DVを理解するための教育・啓発活動の推進 内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動期間」に併せて暴力防止キャンペーンを実施するなど、DVについての正しい認識や理解が深まるよう広報・啓発活動を推進する。	○DV防止啓発パンフレットの掲出 内容：庁内及びダイバーシティセンターにてDV防止啓発パンフレットを掲出 ○DV緊急避難・一時保護カードの掲出 内容：DVの緊急一時保護・避難支援制度や女性相談窓口を紹介	人権・文化 国際課 再掲IV-9-① 人権・文化 国際課 再掲IV-9-①
DV発見・通報を促進するための広報 「DV被害者支援マニュアル」を提示し、医師その他の医療関係者等と連携しながら、DV防止法に定められた発見、通報に係る規定の周知に努める。	○医療関係者への周知 内容：DV被害者支援マニュアルなどで、DV発見時の対応について周知を図る。	人権・文化 国際課
若い世代に対する教育・啓発の実施 若年層とその保護者、教育関係者を対象に、デートDVに関する啓発や学習機会の提供を充実する。	○DV防止啓発パンフレットの掲出 内容：庁内及びダイバーシティセンターにてDV防止啓発パンフレットを掲出 ○研修会の周知	人権・文化 国際課 教育センター
子どもの人権教育の推進 非暴力による問題解決の仕方を学ぶとともに、自尊感情をもち、自分も相手も大切にすることができる気持ちを育む教育や学習の機会を提供する。	○研修会の周知	学校教育 推進課
②職務関係者への研修の充実		
DVを理解するための研修の実施 「DV被害者支援マニュアル」にそって、担当者の理解不足による二次被害を防ぐため、DVの定義や背景、支援制度など基礎的な研修を通じて、幅広い研修の実施に努める。	○DVを理解するための研修の実施 内容：DV被害者支援マニュアルにDVの基礎知識を掲載する。 DV対応情報ネットワーク会議において、DVに関する研修会を開催	人権・文化 国際課
個人情報の管理と秘密の保持の徹底 「DV被害者支援マニュアル」にそって、被害者の個人情報の管理に努めるとともに、秘密の保持を徹底させるため、職務関係者の研修を行う。	○個人情報の管理と秘密保持の徹底 内容：DV被害者支援マニュアルにDV相談における留意事項、職務従事者としての基本的な心構え等を掲載するとともに、DV対応情報ネットワーク会議において、意見交換等を行う。	人権・文化 国際課

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
③加害者への教育・啓発		
加害者更生プログラムの研究 加害者が更正するための有効な施策について、情報収集と調査研究を行う。	○加害者更生プログラムの研究 内容：国内外における研究について、情報収集を行う。	人権・文化 国際課
関係機関と連携した加害者相談の活用 DVの認識がありながら、暴力をやめられない加害者に対し、相談窓口についての情報提供を行う。	○男性相談の活用 内容：加害者男性を対象として、相談や教育・啓発活動を行っている団体や機関について情報収集を行う。	人権・文化 国際課
加害者への教育・啓発の推進 加害者の大多数である男性に対し、配偶者への暴力は人権侵害であり犯罪であるという認識を周知徹底するための教育・啓発に努める。	○DV防止啓発パンフレットの掲出 内容：庁内及びダイバーシティセンターにてDV防止啓発パンフレットを掲出	人権・文化 国際課

重点施策11 DV被害者の安全を確保するための支援の推進

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
①相談窓口の充実、情報提供		
被害者のための相談体制の充実 緊急のDV相談をはじめ、電話や面談による被害者相談の充実を図る。また、他の相談からの引継ぎが円滑に行われるよう、関係機関との連携を図る。 被害者に対して二次的被害を与えることのないよう、相談窓口や手続きの担当者への研修を充実する。	○女性のための相談の実施 内容：ダイバーシティにおいて女性にまつわるあらゆる悩みの相談に応じる。 方法：専門相談、一般電話相談 件数：延べ119件 ○相談窓口の周知 内容：相談窓口を記載した名刺サイズのDVカードを関係各課の窓口や公共施設に設置する。 ○男性被害者からの相談 内容：人権・文化国際課で対応するほか、配偶者暴力相談支援センターや大阪府女性相談センターの相談窓口を紹介 件数：6件	人権・文化国際課 再掲IV-9-② 人権・文化国際課 人権・文化国際課 人権・文化国際課
身体の安全や保護命令にかかる情報の提供 緊急的な被害者に対し、警察や配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連絡調整を行い、緊急一時保護及び緊急避難支援制度、DV防止法に基づく保護命令等の情報の提供に努める。	○被害者への情報提供 内容：緊急一時保護・避難支援制度を記載したDVカードや、大阪府発行のリーフレットを被害者に渡している。	人権・文化国際課
②緊急時の安全確保		
緊急時の一時保護及び避難支援の充実 危険な状態にある被害者やその子ども等を一時保護し、安全を確保する。また、施設や親戚・知人宅へ避難する場合の交通費等を支給する。	○緊急一時保護・避難支援制度 内容：所持金を持たない緊急性のあるDV被害者等に対し、宿泊施設の提供及び避難先への交通費等を扶助する。 件数：緊急一時保護・・・0件 緊急避難支援・・・0件 ○DV相談 件数：96件	人権・文化国際課 人権・文化国際課
民間施設も含めた広域的な受け入れ体制の整備 被害者に関しては、加害者から離れるほど安全性が高いため、民間シェルターへの入所や都道府県、他市町村の関係機関との広域連携による支援体制の推進に努める。	○関係機関との連携 内容：他市町村から避難してきた被害者に、スムーズに支援が行えるよう連携を図っている。	人権・文化国際課

重点施策12 DV被害者の自立に向けた支援

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
①自立支援策の充実		
自立に必要な情報の提供 被害者やその子どもが自立する際に必要な住宅の確保や行政手続等に関する情報の提供、助言を行う。	○関係各課への情報提供 内容：相談内容を聞いたうえで、被害者に必要な情報を提供し、担当課へ同行 ○母子生活支援施設への入所 内容：事情のある女子とその監護すべき児童を入所させ、自立に向けた生活支援を行う。（DV含む） 件数：1件 ○子育て短期支援事業 内容：家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合やDV被害者等、母子の緊急保護が必要な場合に児童福祉施設などにおいて一定期間養育、保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 件数：3件(7日) ○市営住宅への入居 内容：入居申込の際、同居親族要件の適用を除外して、単独での入居が可能 実績：なし	人権・文化 国際課 子育て 支援課 再掲下段 子育て 支援課 都市政策課 再掲下段
自立に向けた支援の充実 被害者やその子どもが安心して新しい一歩を踏み出せるよう、住民基本台帳における支援措置をはじめ、母子自立支援施策や市営住宅の優先入居、就学、障がい福祉サービスの提供など、自立に向けた支援策の充実に努める。また、短期間にめまぐるしく変わる環境の変化による精神的な負担を軽減するため、同行支援や関係機関との連絡調整に努める。	○ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置の実施 件数：186件(令和5年度中に新規、更新で支援措置をしたもので、他市からの転送分も含む) ○同行支援 内容：一時保護施設への避難等において、被害者に同行 件数：0件 ○母子生活支援施設への入所 内容：事情のある女子とその監護すべき児童を入所させ、自立に向けた生活支援を行う。（DV含む） 件数：1件 ○市営住宅への入居 内容：入居申込の際、同居親族要件の適用を除外して、単独での入居が可能 実績：なし	総合窓口課 再掲IV-12-② 人権・文化 国際課 子育て 支援課 再掲上段 都市政策課 再掲中段

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
	○要件をみたすDV被害者への生活保護の適用 内容：住民登録のない要生活保護状態にあるDV被害者を保護 件数：0世帯	生活福祉課
	○障がい福祉サービスの提供 内容：DV等により住民登録のない市内在住者に、市民と同等の障がい福祉サービスを提供する。 実績：なし	障がい福祉課
	○介護認定、介護給付の受給 内容：DVなどにより住民登録のない市内在住者の介護認定及び介護給付の受給については、住民登録している市町村と協議し調整する。 件数：0件	介護保険課
	○DV被害者の子の保育所等入所 内容：離婚が成立していなくても、ひとり親家庭に準ずる取扱い。 送迎は申請された保護者以外の者には対応していない。 入所選考においては就労状況等に関わらず最優先で入所案内を行っている。 件数：0件	幼児保育課
	○DV被害者の国民健康保険にかかる措置 内容：住民登録のないDV被害者の加入やDVによる傷病の場合の保険診療による受診、医療費通知等の被害者にかかる情報の保護	国保・年金課
	○DV被害者の子の子ども医療・ひとり親家庭医療への加入 内容：住民登録のないDV被害者の子について、各医療保険に加入した場合に限り認めている。 件数：8件	保険医療課
	○DVによる避難転入児童生徒に対する就学の支援 件数：7件	学務課

施策の方向および施策名	令和5年度	担当課
②関係機関との連携協力		
DV情報の共有 被害者が相談やさまざまな手続きなどを行う際に、関係機関との緊密な連絡調整と円滑な処理を行うことができるよう、情報の共有に努める。	○DV情報の共有 内容：各関係機関による支援の必要性を踏まえながら、必要な情報については当該機関と情報共有し、連携を図っている。	人権・文化 国際課
状況に応じた対応 加害者の執拗な追跡のため、住民票を異動できない場合など、被害者支援の観点から、各種行政サービス手続きの適切な対応に努める。	○ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置の実施 件数：186件(令和5年度中に新規、更新で支援措置をしたもので、他市からの転送分も含む) ○関係各課への情報提供 内容：相談内容を聞いたうえで、被害者に必要な情報を提供し、担当課へ同行	総合窓口課 再掲IV-12-① 人権・文化 国際課 その他・DV情報ネットワーク会議関係課
関係機関やネットワーク組織の連携強化 DV対応情報ネットワーク会議を通じ、関係機関との連携を図り、情報の共有、被害者の迅速・適切な保護、支援等に努める。	○DV対応情報ネットワーク会議の開催 内容：庁内外のDV関係課・機関と情報の交換や対応を検討し、DVの防止及び被害者の保護を図る。	人権・文化 国際課

計画推進の指標一覧

基本課題	指標名	現状値	目標値 (令和5年)
Ⅰ 現男女共同参画社会実 現のための基盤整備	広報誌・ホームページへの男女共同参画関連記事の掲載回数	44 回	増加させる
	男女共同参画に関する研修・啓発事業への参加者数	559 人	増加させる
	乳がん検診受診率(※①)	13.8%	50%以上
	子宮がん検診受診率(※①)	17.3%	50%以上
Ⅱ ち取り男女が協力して づく組む地域・ま りの推進	女性のいない審議会等を〇に	69 機関中 14 機関	0 機関
	審議会等への女性の参画率	27.0%	40%
	市職員のうち女性管理職(課長級以上)の割合	13.9%	20%
Ⅲ 活平就 の等労 調との場 和仕事 の実事 現生 男女	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知	54.3% (R5)	70%
	市男性職員の「育児参加休暇(※②)」取得者率	66.7%	60%
	父親向けの子育て支援事業への参加者	425 人	増加させる
Ⅳ 根あ 絶ら ゆる る暴 力の	セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発活動	6 回	増加させる
	DV・デートDVに係る相談窓口等の情報提供	3 回	増加させる
	市職員・相談員への研修及びDV防止のための情報提供	1 回	増加させる

※① 国のがん対策推進基本計画では、「75 歳未満のがんによる死亡率の 20%減少」を目標とし、そのための個別目標として、がん検診の受診率を 50%以上とすることが定められている。乳がん検診受診率は 40 歳～69 歳、子宮がん検診受診率 20 歳～69 歳対象。

※② 「育児参加休暇」→対象者(出産する配偶者を持つ男性職員)
出産日(予定日)の前後各8週間の間に5日(第1子の場合は産後8週のみ)

※ 基本課題Ⅱの R5 年度値(現状値)については、令和6年4月1日現在の数値。基本課題Ⅲの言葉の認知を除く、その他の現状値については、令和5年度中の数値を掲載。

資 料

「第2次池田市男女共同参画推進計画(いけだパートナーシップ21)」

基本課題	重点施策	施策の方向及び施策名		実績	担当課(令和5年度)
I	1	②調査・統計における男女別情報の充実	男女共同参画に関する各種調査などの情報収集	○全部局での取り組み	全部局
I	1	②調査・統計における男女別情報の充実	男女別情報(ジェンダー統計の充実)	○全部局での取り組み	全部局
I	2	②多様な選択を可能にする社会教育の推進	誰もが参加しやすい環境の整備	○全部局での取り組み	全部局
II	4	①行政委員・審議会委員などへの男女共同参画の促進	審議会等への女性委員の積極的登用	○各種審議会等への女性の登用促進	全部局
II	4	①行政委員・審議会委員などへの男女共同参画の促進	女性委員のいない審議会などの解消	○女性のいない審議会などの解消	全部局
II	5	②男女共同参画で行う地域活動・社会活動の促進	地域活動における男女共同参画の促進のための情報提供や学習機会の提供	○全部局での取り組み	全部局
III	8	③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充	介護サービスなどの充実	○関係各課において実施	関係各課
総合政策部					
I	1	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発	○広報媒体による情報の提供、啓発	広報広聴課
I	1	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発	○広報誌での男女共同参画の視点に立った表現	広報広聴課
II	5	②防災・災害復興対策における男女共同参画の推進	自主防災組織への女性の参画促進	○講師依頼	危機管理課
II	5	②防災・災害復興対策における男女共同参画の推進	男女の防災力アップへの支援	○自主防災訓練実施	危機管理課
総務部					
I	1	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	市職員・教職員に対する情報発信・啓発	○職員研修会	人事課
II	4	②市政や教育にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員・教職員の職域拡大	○職員構成状況(女性割合)	人事課
II	4	②市政や教育にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員・教職員の管理職への登用の促進	○職員管理職構成状況(女性割合)	人事課
II	4	②市政や教育にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員・教職員の管理職への登用の促進	○「池田市特定事業主行動計画」の推進	人事課
III	8	①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の周知促進	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識啓発の推進	○「池田市特定事業主行動計画」の公表	人事課
III	8	①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の周知促進	市役所のワーク・ライフ・バランスの推進	○「池田市特定事業主行動計画」の推進	人事課
IV	9	①セクシャル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発推進	あらゆる暴力を許さない社会風土の醸成	○「池田市職員ハラスメント防止指針」の策定	人事課

「第2次池田市男女共同参画推進計画(いけだパートナーシップ21)」

基本課題	重点施策	施策の方向及び施策名		実績	担当課(令和5年度)
市民活動部					
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置の実施	総合窓口課
Ⅳ	12	②関係機関との連携協力	状況に応じた対応	○ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置の実施	総合窓口課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の社会参画促進のための支援	○しごと相談・支援センターの設置	商工振興課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	障がい者の就労支援の充実	○しごと相談・支援センターの設置	商工振興課
Ⅱ	6	②ひとり親家庭等の生活支援の充実	ひとり親家庭への支援についての情報の提供	○しごと相談・支援センターの設置	商工振興課
Ⅲ	7	①就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	男女雇用機会均等法等の法制度の周知徹底と労働相談の充実	○労働基準法に関するポスター・パンフレットの掲示	商工振興課
Ⅲ	7	①就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	男女雇用機会均等法等の法制度の周知徹底と労働相談の充実	○しごと相談・支援センターの設置	商工振興課
Ⅲ	7	①就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	働く男女の健康管理対策の推進	○メンタルヘルスの確保に向けての広報	商工振興課
Ⅲ	7	②農業、自営業等に従事する女性の経済的地位の向上と就業環境の整備	女性の起業支援	○企業育成室「いけだピアまるセンター」の設置	商工振興課
Ⅲ	7	②農業、自営業等に従事する女性の経済的地位の向上と就業環境の整備	農業や自営業に従事する女性への支援の充実	未実施	商工振興課
Ⅲ	8	①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の周知促進	企業へのはたらきかけ	○ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットの掲出	商工振興課
Ⅲ	8	③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充	育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備	○ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットの掲出	商工振興課
Ⅰ	1	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発	○男女共同参画啓発パンフレットの作成	人権・文化国際課
Ⅰ	1	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発	○男女共同参画社会をめざす市民セミナーの開催	人権・文化国際課
Ⅰ	1	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発	○講座の開催	人権・文化国際課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	性的少数者(LGBT)への配慮	○講演会の開催	人権・文化国際課
Ⅰ	2	②多様な選択を可能にする社会教育の推進	誰もが参加しやすい環境の整備	○男女共同参画社会をめざす市民セミナーの開催	人権・文化国際課
Ⅰ	2	②多様な選択を可能にする社会教育の推進	男女共同参画に関する学習機会の充実	○講座の開催	人権・文化国際課
Ⅰ	3	②性教育の推進	性の多様性に対する配慮	○講演会の開催	人権・文化国際課
Ⅱ	4	①行政委員・審議会委員などへの男女共同参画の促進	審議会等への女性委員の積極的登用	○各種審議会等への女性の登用促進	人権・文化国際課
Ⅱ	4	①行政委員・審議会委員などへの男女共同参画の促進	女性委員のいない審議会などの解消	○女性のいない審議会などの解消	人権・文化国際課
Ⅱ	4	③女性のエンパワメントとネットワーク支援	女性の活動グループの育成	○施設利用の促進	人権・文化国際課
Ⅱ	4	③女性のエンパワメントとネットワーク支援	女性のチャレンジに関する情報収集と提供の充実	○ダイバーシティセンター内図書の充実	人権・文化国際課
Ⅱ	4	③女性のエンパワメントとネットワーク支援	女性リーダーの発掘・育成と情報提供	○各種審議会等への女性の登用促進	人権・文化国際課
Ⅱ	4	③女性のエンパワメントとネットワーク支援	女性リーダーの発掘・育成と情報提供	○女性のいない審議会などの解消	人権・文化国際課
Ⅱ	5	②防災・災害復興対策における男女共同参画の推進	男女の防災力アップへの支援	○女性の視点から防災について考えるセミナーの開催	人権・文化国際課
Ⅱ	6	②ひとり親家庭等の生活支援の充実	多様な家族形態への理解の促進	○人権リーダー養成講座の実施	人権・文化国際課
Ⅱ	6	③在住外国人等の生活支援の充実	相互理解のための交流の場や学習機会の提供の充実	○ボランティアグループへの支援	人権・文化国際課
Ⅱ	6	③在住外国人等の生活支援の充実	相互理解のための交流の場や学習機会の提供の充実	○保育付き「にほんごカフェ」の実施	人権・文化国際課
Ⅱ	6	③在住外国人等の生活支援の充実	相互理解のための交流の場や学習機会の提供の充実	○外国人と地域市民が交流できるイベントの実施	人権・文化国際課
Ⅱ	6	③在住外国人等の生活支援の充実	多言語による情報提供の充実	○行政窓口文書等の翻訳	人権・文化国際課
Ⅱ	6	③在住外国人等の生活支援の充実	多言語による情報提供の充実	○多言語情報誌「池田くらしの情報」発行(隔月)	人権・文化国際課
Ⅱ	6	③在住外国人等の生活支援の充実	多言語による相談窓口の整備	○多言語スタッフの派遣	人権・文化国際課
Ⅲ	7	①就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	雇用の場での女性の活躍推進と男女が共に働き続けやすい職場環境づくりのための啓発・広報	○庁内及びダイバーシティセンターでの情報提供	人権・文化国際課
Ⅲ	8	②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性向けの情報提供や啓発活動の推進	○男性向けの男女共同参画についてのリーフレットやパンフレットなどの掲出	人権・文化国際課
Ⅲ	8	②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性のネットワーク支援	○ダイバーシティセンター内図書の充実	人権・文化国際課
Ⅲ	8	②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性のネットワーク支援	○父親支援事業の実施	人権・文化国際課
Ⅳ	9	①セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発推進	あらゆる暴力を許さない社会風土の醸成	○「女性に対する暴力をなくす運動」の広報周知	人権・文化国際課
Ⅳ	9	①セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発推進	あらゆる暴力を許さない社会風土の醸成	○DV防止啓発パンフレットの掲出	人権・文化国際課
Ⅳ	9	①セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発推進	あらゆる暴力を許さない社会風土の醸成	○DV緊急避難・一時保護カードの掲出	人権・文化国際課
Ⅳ	9	①セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発推進	あらゆる暴力を許さない社会風土の醸成	○ポスターの掲示	人権・文化国際課
Ⅳ	9	②暴力被害者への相談の充実	さまざまな相談事業の充実	○女性のための相談の実施	人権・文化国際課

「第2次池田市男女共同参画推進計画(いけだパートナーシップ21)」

基本課題	重点施策	施策の方向及び施策名		実績	担当課(令和5年度)
Ⅳ	10	①DV被害防止に向けた啓発の推進	DVを理解するための教育・啓発活動の推進	○DV防止啓発パンフレットの掲出	人権・文化国際課
Ⅳ	10	①DV被害防止に向けた啓発の推進	DVを理解するための教育・啓発活動の推進	○DV緊急避難・一時保護カードの掲出	人権・文化国際課
Ⅳ	10	①DV被害防止に向けた啓発の推進	DV発見・通報を促進するための広報	○医療関係者への周知	人権・文化国際課
Ⅳ	10	①DV被害防止に向けた啓発の推進	若い世代に対する教育・啓発の実施	○DV防止啓発パンフレットの掲出	人権・文化国際課
Ⅳ	10	②職務関係者への研修の充実	DVを理解するための研修の実施	○DVを理解するための研修の実施	人権・文化国際課
Ⅳ	10	②職務関係者への研修の充実	個人情報の管理と秘密の保持の徹底	○個人情報の管理と秘密保持の徹底	人権・文化国際課
Ⅳ	10	③加害者への教育・啓発	加害者更正プログラムの研究	○加害者更生プログラムの研究	人権・文化国際課
Ⅳ	10	③加害者への教育・啓発	関係機関と連携した加害者相談の活用	○男性相談の活用	人権・文化国際課
Ⅳ	10	③加害者への教育・啓発	加害者への教育・啓発の推進	○DV防止啓発パンフレットの掲出	人権・文化国際課
Ⅳ	11	①相談窓口の充実、情報提供	被害者のための相談体制の充実	○女性のための相談の実施	人権・文化国際課
Ⅳ	11	①相談窓口の充実、情報提供	被害者のための相談体制の充実	○相談窓口の周知	人権・文化国際課
Ⅳ	11	①相談窓口の充実、情報提供	被害者のための相談体制の充実	○男性被害者からの相談	人権・文化国際課
Ⅳ	11	①相談窓口の充実、情報提供	身体の安全や保護命令にかかる情報の提供	○被害者への情報提供	人権・文化国際課
Ⅳ	11	②緊急時の安全確保	緊急時の一時保護及び避難支援の充実	○緊急一時保護・避難支援制度	人権・文化国際課
Ⅳ	11	②緊急時の安全確保	緊急時の一時保護及び避難支援の充実	○DV相談	人権・文化国際課
Ⅳ	11	②緊急時の安全確保	民間施設も含めた広域的な受け入れ体制の整備	○関係機関との連携	人権・文化国際課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に必要な情報の提供	○関係各課への情報提供	人権・文化国際課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○同行支援	人権・文化国際課
Ⅳ	12	②関係機関との連携協力	DV情報の共有	○DV情報の共有	人権・文化国際課
Ⅳ	12	②関係機関との連携協力	状況に応じた対応	○関係各課への情報提供	人権・文化国際課
Ⅳ	12	②関係機関との連携協力	関係機関やネットワーク組織の連携強化	○DV対応情報ネットワーク会議の開催	人権・文化国際課
Ⅱ	5	②防災・災害復興対策における男女共同参画の推進	男女の防災力アップへの支援	○自治会・町内会役員の女性割合	コミュニティ推進課
Ⅲ	8	②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性のネットワーク支援	○NPO人材養成講座の実施	コミュニティ推進課
Ⅲ	8	②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性のネットワーク支援	○市民活動交流センターの運営・管理	コミュニティ推進課

「第2次池田市男女共同参画推進計画(いけだパートナーシップ21)」

基本課題	重点施策	施策の方向及び施策名		実績	担当課(令和5年度)
福祉部					
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の社会参画促進のための支援	○シルバー人材センターへの助成	高齢・福祉総務課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の社会参画促進のための支援	○民生委員児童委員協議会の活動	高齢・福祉総務課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の生活自立支援	○高齢者日常生活援助事業	高齢・福祉総務課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の生活自立支援	○ねたきり老人に対する紙おむつの支給	高齢・福祉総務課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の生活自立支援	○養護老人ホームへの入所措置	高齢・福祉総務課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の生活自立支援	○福祉電話の設置事業	高齢・福祉総務課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の生活自立支援	○緊急通報装置の貸出事業	高齢・福祉総務課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	当事者や家族の会の支援	○高齢者見守り事業	高齢・福祉総務課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	当事者や家族の会の支援	○シルバー人材センターへの助成	高齢・福祉総務課
Ⅱ	6	②ひとり親家庭等の生活支援の充実	ひとり親家庭への支援についての情報の提供	○母子寡婦福祉社会事務局を設置し、母子寡婦関係の情報を提供	高齢・福祉総務課
Ⅱ	6	②ひとり親家庭等の生活支援の充実	ひとり親家庭への相談機能の充実と相談担当者等への研修の充実	○民生委員・児童委員を対象に、新任・中堅研修を大阪府民生委員協議会において実施	高齢・福祉総務課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○要件をみたまDV被害者への生活保護の適用	生活福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	○機能訓練の実施	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	○聴覚障がい者等支援事業(要約筆記通訳含む)	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	○重度障がい者住宅改造成成事業	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	○障がい者デイサービス給付費	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	○共同生活援助給付事業	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	○居宅介護支援給付事業	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	○障がい者入浴サービス事業	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	○障がい者地域支援センター運営事業	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	障がい者の就労支援の充実	○施設介護支援給付事業	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	障がい者の就労支援の充実	○施設訓練給付事業	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	当事者や家族の会の支援	○障がい者社会参加促進事業	障がい福祉課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○障がい福祉サービスの提供	障がい福祉課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の生活自立支援	○共同介護認定審査会事業	介護保険課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の生活自立支援	○介護保険居宅・地域密着型サービスの給付	介護保険課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の生活自立支援	○介護保険施設サービス	介護保険課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○介護認定、介護給付の受給	介護保険課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	高齢男女の生活自立支援	○在宅介護支援事業	地域支援課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○DV被害者の国民健康保険にかかる措置	国保・年金課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○DV被害者の子の児童医療・ひとり親家庭医療への加入	保険医療課

「第2次池田市男女共同参画推進計画(いけだパートナーシップ21)」

基本課題	重点施策	施策の方向及び施策名		実績	担当課(令和5年度)
子ども・健康部					
Ⅲ	8	③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充	子育て支援の充実	○「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」の推進(平成27年度より、「池田市子ども・子育て支援事業計画」の推進)	子ども・若者政策課
Ⅱ	6	②ひとり親家庭等の生活支援の充実	ひとり親家庭への支援についての情報の提供	○ひとり親家庭相談事業の実施	子育て支援課
Ⅱ	6	②ひとり親家庭等の生活支援の充実	ひとり親家庭への支援についての情報の提供	○母子父子寡婦福祉資金貸付事業(大阪府へ進達)	子育て支援課
Ⅲ	8	②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性向けの家事、育児、介護などの生活能力を高めるための講座などの開催	○親子教室(地域子育て支援拠点事業)	子育て支援課
Ⅲ	8	②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性のネットワーク支援	○親子教室(地域子育て支援拠点事業)	子育て支援課
Ⅳ	9	②暴力被害者への相談の充実	さまざまな相談事業の充実	○児童家庭相談の実施	子育て支援課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に必要な情報の提供	○母子生活支援施設への入所	子育て支援課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に必要な情報の提供	○子育て短期支援事業	子育て支援課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○母子生活支援施設への入所	子育て支援課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	教職員の学習機会の充実	○保育士研修会の実施	幼児保育課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	教職員の学習機会の充実	○乳幼児期における人権保育	幼児保育課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	性別にとらわれないキャリア教育の推進	○乳幼児の保育、教育の充実	幼児保育課
Ⅰ	3	①生涯をととしての健康づくりの支援	性差に応じた健康管理の充実	○乳幼児期の健康管理の充実	幼児保育課
Ⅰ	3	②性教育の推進	学校などにおける性教育の充実	○自らを大切にすること教育・保育の充実	幼児保育課
Ⅲ	7	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	非正規雇用に対する雇用環境の整備	○産休明け保育の実施(産後57日目からの受入れ)	幼児保育課
Ⅲ	7	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	非正規雇用に対する雇用環境の整備	○一時預かりの実施	幼児保育課
Ⅲ	7	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	非正規雇用に対する雇用環境の整備	○休日保育の実施	幼児保育課
Ⅲ	7	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	非正規雇用に対する雇用環境の整備	○病児・病後児保育の実施	幼児保育課
Ⅲ	7	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	非正規雇用に対する雇用環境の整備	○送迎保育ステーション事業	幼児保育課
Ⅲ	7	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	非正規雇用に対する雇用環境の整備	○延長保育事業	幼児保育課
Ⅲ	7	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	非正規雇用に対する雇用環境の整備	○待機児童解消保育事業	幼児保育課
Ⅲ	8	③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充	子育て支援の充実	○産休明け保育の実施(産後57日目からの受入れ)	幼児保育課
Ⅲ	8	③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充	子育て支援の充実	○一時預かりの実施	幼児保育課
Ⅲ	8	③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充	子育て支援の充実	○休日保育の実施	幼児保育課
Ⅲ	8	③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充	子育て支援の充実	○病児・病後児保育の実施	幼児保育課
Ⅲ	8	③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充	子育て支援の充実	○送迎保育ステーション事業	幼児保育課
Ⅲ	8	③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充	子育て支援の充実	○延長保育事業	幼児保育課
Ⅲ	8	③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充	子育て支援の充実	○待機児童解消保育事業	幼児保育課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○DV被害者の子の保育所等入所	幼児保育課
Ⅱ	6	①高齢者・障がい者の生活支援の充実	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	○障がい児の療育の実施	やまぼと学園
Ⅰ	3	①生涯をととしての健康づくりの支援	健康の自己管理意識の形成	○いけだ健康フェスタの実施	健康増進課 保険医療課 国保・年金課 地域支援課 介護保険課
Ⅰ	3	①生涯をととしての健康づくりの支援	性差に応じた健康管理の充実	○健康増進事業の実施	健康増進課
Ⅰ	3	①生涯をととしての健康づくりの支援	性差に応じた健康管理の充実	○保健事業のご案内の配布	健康増進課
Ⅰ	3	①生涯をととしての健康づくりの支援	性差に応じた健康管理の充実	○健康診査の実施	健康増進課
Ⅰ	3	①生涯をととしての健康づくりの支援	健康を脅かす要因に関する情報提供の充実	○健康課題関連の情報提供の実施	健康増進課

「第2次池田市男女共同参画推進計画(いけだパートナーシップ21)」

基本課題	重点施策	施策の方向及び施策名		実績	担当課(令和5年度)
まちづくり環境部					
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に必要な情報の提供	○市営住宅への入居	都市政策課
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○市営住宅への入居	都市政策課
教育委員会					
Ⅳ	12	①自立支援策の充実	自立に向けた支援の充実	○DVによる避難転入児童生徒に対する就学の支援	学務課
Ⅱ	4	②市政や教育にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員・教職員の職域拡大	○教職員構成状況(女性割合)	教職員課
Ⅱ	4	②市政や教育にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性職員・教職員の管理職への登用の促進	○教職員管理職構成状況(女性割合)	教職員課
Ⅰ	1	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	市職員・教職員に対する情報発信・啓発	○職業意識の形成に向けた進路指導の充実	学校教育推進課
Ⅰ	1	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	市職員・教職員に対する情報発信・啓発	○人権教育研修	学校教育推進課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	教職員の学習機会の充実	○教職員研修会の実施	学校教育推進課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	教職員の学習機会の充実	○池田市人権教育研究協議会との連携	学校教育推進課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	性別にとらわれないキャリア教育の推進	○就学前教育の充実	学校教育推進課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	性別にとらわれないキャリア教育の推進	○男女平等観にたった特別活動の推進	学校教育推進課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	性別にとらわれないキャリア教育の推進	○技術・家庭科における男女共修の推進	学校教育推進課
Ⅰ	3	②性教育の推進	学校などにおける性教育の充実	○人権尊重の立場にたった性教育の推進	学校教育推進課
Ⅰ	3	②性教育の推進	学校などにおける性教育の充実	○思春期の男女に対する正しい知識の普及	学校教育推進課
Ⅳ	10	①DV被害防止に向けた啓発の推進	子どもの人権教育の推進	○研修会の周知	学校教育推進課
Ⅰ	2	②多様な選択を可能にする社会教育の推進	情報教育の推進	○研修会の実施、情報提供の支援	教育センター
Ⅰ	3	②性教育の推進	思春期相談の充実	○教育相談の実施	教育センター
Ⅳ	10	①DV被害防止に向けた啓発の推進	若い世代に対する教育・啓発の実施	○研修会の周知	教育センター
Ⅰ	2	②多様な選択を可能にする社会教育の推進	社会教育関係者への研修の充実	○市主催人権講演会への参加	社会教育課
Ⅰ	2	②多様な選択を可能にする社会教育の推進	男女共同参画に関する学習機会の充実	○婦人学級の開催	社会教育課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	男女平等の視点を育む「教育コミュニティ」の推進	○各学園における「ふれあい事業」の実施	地域教育課
Ⅰ	2	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実	男女平等の視点を育む「教育コミュニティ」の推進	○各小学校・義務教育学校(前期過程)における「キッズランド」の実施	地域教育課
Ⅲ	7	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	非正規雇用に対する雇用環境の整備	○留守家庭児童会の運営	地域教育課
Ⅲ	8	②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性向けの家事、育児、介護などの生活能力を高めるための講座などの開催	○「おかあさんといっしょ おとうさんもいっしょ」	地域教育課
Ⅲ	8	②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性のネットワーク支援	○「おかあさんといっしょ おとうさんもいっしょ」	地域教育課
Ⅲ	8	②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性向けの家事、育児、介護などの生活能力を高めるための講座などの開催	○あなたも厨房に入ろう(男性料理教室)	中央公民館

委員会・審議会等への女性の参画状況

令和6年4月1日現在

委員会等の名称	定数 (人)	委員数(人)		女性の割合 (%)	女性の割合 前年度 (%)	担当課	根拠法令等	任期 (年)	就任年月日	制定期月日
		委員	うち女性							
行政委員会	選挙管理委員会	4	4	0	0.0	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条、第182条	4	R2.12.26	S22.4.17
	監査委員	3	3	0	0.0	監査事務局	地方自治法第195条、第196条、池田市監査委員に関する条例	4	R2.6.1 R5.6.1 R5.6.1	S22.4.1
	公平委員会	3	3	1	33.3	公平委員会	地方自治法第180条の5、地方公務員法第7条	4	R3.8.8 R4.8.8 R5.8.8	S26.8.8
	農業委員会	17	16	1	6.3	農業委員会事務局	地方自治法第180条の5、農業委員会等に関する法律	3	R5.7.20	S26.3.31
	固定資産評価審査委員会	3	3	0	0.0	固定資産評価審査委員会	地方自治法第180条の5、地方税法第423条、池田市市税条例第90条	3	R3.11.1 R4.7.1 R5.11.1	S26.10.1
	教育委員会	4	4	1	25.0	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	4	-	S27.11.1
	池田市表彰審査委員会	1	33	3	9.1	秘書課	池田市表彰条例、池田市表彰条例施行規則	2		
	池田市情報公開・個人情報保護審査会	5	5	1	20.0	広報広聴課	池田市情報公開・個人情報保護審査会条例	2	R6.4.1	S37.10.20
	池田市市民安全委員会	20	16	2	12.5	危機管理課	池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例 池田市市民安全委員会規則	3	R6.4.1	H16.3.31
	池田市防災会議	45	41	4	9.8	危機管理課	災害対策基本法第16条、池田市防災条例	2	R4.6.1	H21.4.1
附属機関	池田市国民保護協議会	40	31	4	12.9	危機管理課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条・池田市国民保護協議会条例	2	R4.6.1	S40.6.1
	池田市行政改革推進委員会	8	7	2	28.6	政策企画課	池田市附属機関条例、池田市行政改革推進委員会規則	2	R5.10.1	H18.3.30
	池田市地域分権検討会議	7人以内	5	1	20.0	コミュニティ推進課	池田市地域分権の推進に関する条例 池田市地域分権の推進に関する条例施行規則	2	R4.7.17	H25.4.1
	池田市行政不服審査会	5	5	1	20.0	法制課	行政不服審査法第81条第1項、池田市行政不服審査条例第1条	3	R5.5.1	H19.6.19
	池田市財産区運営審議会	15	15	0	0.0	総務課	池田市財産区運営審議会条例	2	R4.7.1 R5.7.20 R5.5.18	H28.4.1
	池田市非常勤職員公務災害補償等認定委員会	5	5	0	0.0	人事課	池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	3	R4.4.1	S38.11.20
	池田市非常勤職員公務災害補償等審査会	3	3	1	33.3	人事課	池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	3	R4.4.1	S43.4.1
	池田市職員懲戒審査委員会	5	4	0	0.0	人事課	地方自治法施行規程第40条、池田市職員懲戒審査委員会規則	2	R5.7.1	S43.4.1
	池田市職員分限懲戒等調査委員会	12	10	0	0.0	人事課	池田市附属機関条例、池田市職員分限懲戒等調査委員会規則	2	R4.11.27	S39.4.1
	池田市特別職報酬等審議会	10	10	1	10.0	人事課	池田市特別職報酬等審議会条例	2	R6.3.16	H25.4.1
関係機関	退職手当審査会	12	10	0	0.0	人事課	職員の退職手当に関する条例第22条	2	R5.4.1	S41.7.1
	池田市入札監視委員会	3人以内	3	1	33.3	契約検査課	池田市附属機関条例（池田市入札監視委員会規則）	2	R4.7.6	H25.1.1
	池田市事始め奨励金交付審査会	7	5	0	0.0	商工振興課	池田市事始め奨励基金条例、池田市事始め奨励金交付審査会規則	2	随時	H25.4.1
	池田市商工業関係者表彰審査会	5	5	0	0.0	商工振興課	池田市附属機関条例、池田市商工業関係者表彰審査会規則	1	随時	H21.7.1
	池田市企業育成室入居者審査会	7	4	0	0.0	商工振興課	池田市附属機関条例、池田市企業育成室入居者審査会規則	2	随時	H25.4.1
	池田市消費者安全確保地域協議会	規定なし	18	11	61.1	商工振興課	消費者安全法第11条の3、池田市消費者安全確保地域協議会設置要綱	規定なし	会議開催の制度	R5.4.1
	池田市男女共同参画審議会	15	15	7	46.7	人権・文化国際課	池田市男女共同参画推進条例、池田市男女共同参画審議会規則	2	R5.6.1	H25.4.1
	池田市男女共同参画苦情処理委員会	3	3	1	33.3	人権・文化国際課	池田市男女共同参画推進条例 池田市男女共同参画苦情処理委員会規則	2	R5.6.1	H14.9.27
	池田市環境審議会	15	11	4	36.4	環境政策課	池田市環境基本条例、池田市環境審議会規則	2	R4.7.1	H15.4.7
	池田市緑化推進委員会	22	19	9	47.4	みどり農政課	池田市環境保全条例、池田市緑化推進委員会規則	2	R4.6.1	H28.7.1
関係機関	池田市民生委員推薦会	7	7	1	14.3	高齢・福祉総務課	民生委員法第8条 池田市民生委員推薦会規則	3	R4.8.1	S53.8.1
	池田市総合福祉施策推進審議会	12	11	3	27.3	高齢・福祉総務課	池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例	2	R5.7.1	S23.7.29
	池田市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	10	7	2	28.6	高齢・福祉総務課	池田市附属機関条例 池田市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会規則	1	R6.4.1	R4.3.18
	池田市地域自立支援協議会	20	12	3	25.0	障がい福祉課	池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例 池田市地域自立支援協議会規則	2	R5.7.1 R6.3.22	H28.6.24 H18.10.1

委員会等の名称	定数 (人)	委員数(人)		女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	女性の割合 前年度 (%)	担当	根拠法令等	任期 (年)	就任年月日	制定年月日
		委員	うち女性								
池田市豊能町能勢町障害者給付認定審査会	15	15	5	33.3	33.3	33.3	障がい福祉課	障害者総合支援法、池田市豊能町能勢町障害者給付認定審査会共同設置規約	2	R5.4.1	H18.4.1
池田市障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会	20	14	6	↑ 42.9	30.8	30.8	障がい福祉課	池田市附属機関条例 池田市障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会規則	委嘱又は任命の日から計画の策定又は見直しの日まで	R5.10.12	H18.5.1
池田市豊能町能勢町介護認定審査会	80	72	20	27.8	27.8	27.8	介護保険課	池田市豊能町能勢町介護認定審査会共同設置規約	2	R5.4.1	H11.6.25
池田市介護保険事業運営委員会	15	12	4	↓ 33.3	36.4	36.4	介護保険課	池田市介護保険事業運営委員会規則	2	R5.4.1	H12.3.31
池田市地域密着型サービス運営委員会	20	12	4	↓ 33.3	36.4	36.4	地域支援課	池田市附属機関条例、池田市地域密着型サービス運営委員会規則	2	R5.4.1	H25.3.29
池田市地域包括支援センター運営協議会	20	12	4	↓ 33.3	36.4	36.4	地域支援課	池田市地域包括支援センター運営協議会条例	2	R5.4.1	H31.4.1
池田市民健康保険運営協議会	13	13	3	↑ 23.1	15.4	15.4	国民健康保険第1課	国民健康保険法第11条	3	R4.10.1	S36.4.1
池田市子ども子育て会議	15人以内	15	11	73.3	73.3	73.3	子ども・若者政策課	池田市子ども条例	2	R6.1.30	H17.4.1
池田市保育所等設置認可等審議会	5人以内	4	2	50.0	50.0	50.0	子ども・若者政策課	池田市保育所等設置認可等審議会条例	2	R5.2.28	H28.6.24
池田市発達支援システム検討委員会	13	11	8	↓ 72.7	80.0	80.0	発達支援課	池田市附属機関条例 池田市発達支援システム検討委員会規則	2	R5.1.1	H24.12.1
池田市予防接種健康被害調査委員会	8人以内	8	2	25.0	25.0	25.0	健康増進課	予防接種法、池田市予防接種健康被害調査委員会規則	2	R5.10.1	S53.4.1
池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会	規定なし	5	0	↓ 0.0	20.0	20.0	休日急病診療所	池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会規則	2	R5.7.1	H25.4.1
池田市都市計画審議会	15	15	3	↓ 20.0	26.7	26.7	都市政策課	池田市都市計画審議会条例	1	R5.8.1	S44.8.1
池田市空家等対策協議会	10	10	3	↓ 30.0	40.0	40.0	都市政策課	空家等対策の推進に関する特別措置法、池田市空家等対策協議会条例第3条	2	R5.9.1	H28.4.1
池田市公共事業評価委員会	5	5	1	20.0	-	-	都市政策課	池田市附属機関条例第3条 池田市公共事業評価委員会規則	2	R6.3.1	H25.4.1
池田市公共施設等適正管理委員会	7	7	2	28.6	28.6	28.6	公共建築課	池田市公共施設等適正管理委員会条例	2	R4.7.1	R2.4.1
池田市建築審査会	7	7	3	42.9	42.9	42.9	審査指導課	建築基準法第78条	2	R6.4.1	H14.4.1
池田市環境問題調整委員会	7	7	1	14.3	14.3	14.3	審査指導課	池田市環境保全条例第96条、池田市環境問題調整委員会規則	2	R4.10.1	S53.10.1
池田市地域域公共交通会議	20	18	1	5.6	5.6	5.6	交通道路課	道路運送法及び道路運送法施行規則 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び同施行規則	2	R4.7.1	H30.4.1
池田市バリアフリー推進協議会	20	20	5	25.0	25.0	25.0	交通道路課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2	R5.7.30	H31.4.1
池田市立学校給食運営委員会	20	18	9	50.0	50.0	50.0	学校給食センター	池田市立学校給食運営委員会条例、同施行規則	1	R5.7.1	H25.7.11
池田市立学校給食運営委員会監査委員	5	5	0	↓ 0.0	20.0	20.0	学校給食センター	池田市立学校給食運営委員会条例施行規則	1	R5.7.1	H25.7.11
池田市結核対策委員会	6	5	3	60.0	60.0	60.0	学務課	池田市結核対策委員会規則	1	R5.6.1	H15.5.26
池田市教育委員会活動点検評価委員会	10人以内	7	1	↓ 14.3	16.7	16.7	学務課	池田市教育委員会活動点検評価委員会規則	2	R5.7.1	H25.4.1
池田市特別支援教育検討委員会	25人以内	19	8	42.1	42.1	42.1	教育政策課	池田市附属機関条例、池田市特別支援教育検討委員会規則	2	R5.4.1	H26.4.1
池田市教育員会分限懲会審査会	規定なし	8	2	↑ 25.0	12.5	12.5	教職員課	池田市附属機関条例、池田市教育員会分限懲会審査会規則	1	R5.12.28	H24.4.1
池田市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	12	10	4	↑ 40.0	30.0	30.0	学校教育推進課	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(第13条) 池田市附属機関条例 池田市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則	1	R5.5.17	H25.4.1
池田市いじめ等生徒指導課題対策専門家委員会	5人以内	4	2	50.0	50.0	50.0	教育センター	池田市いじめ防止基本方針 池田市いじめ等生徒指導課題対策専門家委員会条例	2	R5.6.1	H27.4.1
池田市いじめ重大事態第三者調査委員会	重大事態 毎5人	4	2	50.0	50.0	50.0	教育センター	いじめ防止対策推進法 委嘱に係る事務が終了する日	2	R4.2.1	R4.2.1
池田市文化財保護審議会	20	7	1	14.3	14.3	14.3	社会教育課	文化財保護法、池田市文化財保護条例、池田市文化財保護審議会規則	2	R4.7.1	S53.10.1
池田市社会教育委員会	10	8	1	12.5	12.5	12.5	社会教育課	社会教育法、池田市社会教育委員会条例、池田市社会教育委員会条例施行規則	2	R5.1.1	S35.3.29
池田市史編纂委員会	8	4	0	0.0	0.0	0.0	社会教育課	池田市附属機関条例、池田市史編纂委員会規則	2	R5.4.1	H25.4.1
池田市スポーツ推進委員会	33	33	11	↑ 33.3	33.3	33.3	社会教育課	スポーツ基本法、池田市スポーツ推進委員会規則	2	R6.4.1	S36.8.24
池田市市民館運営審議会	20	11	7	↑ 63.6	54.5	54.5	中央公民館	社会教育法第29条、池田市市民館条例	2	R4.10.1	S33.11.1
池田市図書館協議会	10	10	4	40.0	40.0	40.0	図書館	図書館法第14条、池田市図書館条例、同施行規則	2	R4.11.1	S55.6.1
小計	—	729	203	↓ 27.8	28.4	28.4					
行政委員会・附属機関計	—	762	206	↓ 27.0	27.0	27.7					

() の数字は、うち女性がゼロの機関等の数

委員会等の名称	定数 (人)	委員数(人)		女性の割合 (%)		担当課	根拠法令等		任期 (年)	就任年月日	制定期月日
		委員	うち女性	(%)	前年度 (%)						
池田市自主防災組織連絡協議会	規定なし	43	2	↑ 4.7	2.3	危機管理課	池田市自主防災組織連絡協議会規約		1	R6.4.1	H19.8.10
池田市市民安全実行委員会	規定なし	51	5	9.8	9.8	危機管理課	池田市市民安全委員会及び緊急特別委員会規則		3	R6.4.1	H21.4.1
池田市都市提携委員会	若干名	35	7	20.0	20.0	人権・文化国際課	池田市都市提携委員会規約		2	R5.4.1	S40.11.1
池田市障害者歯科診療事業推進協議会	規定なし	7	2	28.6	28.6	障がい福祉課	池田市障害者歯科診療事業推進協議会設置要綱		1	R5.8.22	S59.4.1
池田市自殺対策連絡協議会	規定なし	17	3	↓ 17.6	29.4	障がい福祉課	池田市自殺対策連絡協議会設置要綱		—	R6.2.29	H23.7.1
池田市要保護児童対策地域協議会	規定なし	69	42	↓ 60.9	61.8	子ども未来課	池田市要保護児童対策地域協議会設置要綱		1	R5.4	H18.4.1
池田市公立幼稚園振興協議会	規定なし	20	8	40.0	40.0	幼児保育課	池田市公立幼稚園等振興協議会規約		1	R6.4.1	H15.7.1
池田市特別支援保育運営委員会	規定なし	12	8	↑ 66.7	63.6	幼児保育課	池田市特別支援保育実施要綱・池田市特別支援保育運営委員会運営要領		1	R6.4.1	H3.1.4
休日診療部会	規定なし	6	0	↓ 0.0	16.7	休日急病診療所	池田市休日診療部会設置要綱		1	R5.7.1	S53.4.29
池田市鳥獣被害防止対策協議会	7	7	0	↓ 0.0	14.3	みどり農政課	池田市鳥獣被害防止対策協議会規約	設定なし		R6.4.1	H22.10.4
池田市交通問題協議会	20	13	0	0.0	0.0	交通道路課	池田市交通問題協議会設置要綱		2	R5.5.1	S55.4.1
池田市上下水道サポーター会議	25	12	3	↓ 25.0	31.8	上下水道部経営企画課	池田市上下水道サポーター設置要綱		1	R6.4.1	H9.4.1
池田市立学校園保健協議会	規定なし	121	48	↑ 39.7	38.7	学務課	池田市立学校園保健協議会規約		1	R6.4.1	S36.5.29
池田市人権教育推進委員会	14	12	3	↓ 25.0	30.8	学校教育推進課	池田市人権教育推進委員会規約		1	R5.4.1	H14.4.1
池田市人権教育研究協議会	22	22	9	↑ 40.9	38.1	学校教育推進課	池田市人権教育協議会規約		1	R6.4.11	S42.5.11
池田市進路保障協議会	16	16	1	↓ 6.3	12.5	学校教育推進課	池田市進路保障協議会規約		1	R5.4.1	S49.11.21
池田市在日外国人教育研究協議会	18	18	13	↑ 72.2	61.1	学校教育推進課	池田市在日外国人教育研究協議会会則		1	R6.4.11	H5.4.1
池田市青少年指導員協議会	60	60	37	61.7	61.7	地域教育課	池田市青少年指導員設置要綱		2	R6.4.1	S28.8.19
感染対策委員会	12人以上	16	4	↓ 25.0	29.4	市立池田病院 感染制御部	感染対策委員会規約		1	R6.4.1	H6.4.1
市立池田病院倫理委員会	9	15	5	↑ 33.3	26.7	市立池田病院 臨床研究管理部	臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚労省告示第415号）		2	R6.4.1	R5.4.1
市立池田病院治験審査委員会	5人以上	15	5	↑ 33.3	26.7	市立池田病院 臨床研究管理部	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）第80条の2 厚生省令第28号（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（省令GCP））	2		R6.4.1	R5.4.1
MRM委員会	12	12	3	↓ 25.0	28.6	市立池田病院医事課	MRM委員会設置要綱		1	R6.4.1	H10.4.1
市立池田病院地域医療連携推進委員会	25	20	5	↓ 25.0	28.6	市立池田病院医事課	医療法施行規則第九条の十九 市立池田病院地域医療連携推進委員会設置要綱		1	R6.4.1	H21.9.24
小計 23 (3)	—	619	213	↑ 34.4	34.3						
総計 92 (17)	—	1,381	419	↓ 30.3	30.7						

() の数字は、うち女性がゼロの機関等の数

池田市 市民活動部 人権・文化国際課

〒563-8666 池田市城南 1－1－1

TEL 072-754-6231（直通）

FAX 072-752-6680

E メール j-bunka@city.ikeda.osaka.jp